



環境庁自然保護局長	正田 泰央君	運輸省鉄道監督局長	杉浦 喬也君
沖縄開発庁総務局長	美野輪俊三君	運輸省自動車局長	飯島 篤君
國土庁長官官房審議官	川俣 芳郎君	海上保安庁長官建設大臣官房長	宇野 則義君
國土庁土地局長	小笠原正男君	建設省計画局長	丸山 良仁君
外務大臣官房調査企画部長	秋山 光路君	建設省河川局長	吉田 公二君
外務省北米局長	淺尾新一郎君	建設省道路局長	川本 正知君
外務省条約局長	栗山 尚一君	建設省住宅局長	渡辺 豊蔵
外務省国際連合局長	門田 省三君	自治大臣官房審議官	小林 修自君
大蔵大臣官房審議官	吉田 正輝君	自治省財政局長	土屋 佳照君
大蔵省主計局次長	西垣 昭君	自治省税務局長	関根 則之君
大蔵省主計局次長	宗夫君	常任委員会専門員	伊藤 源三君
大蔵省關稅局長	塙水 孝一君	農林水産省經濟局統計情報部長	鈴木 保君
文部省大学局長	宮地 貫一君	日本国有鉄道総裁	関 英二君
文部省体育局長	高石 邦男君	農林水産省農業局	高木 文雄君
厚生省社会局長	金田 一郎君	農林水産省畜産局長	佐野 宏哉君
厚生省児童家庭局長	幸田 正孝君	農林水産省農業局長	佐野 角道
農林水産大臣官房長	森実 孝郎君	農林水産省農業局長	小島 和義君
農林水産省経済局長	渡邊 文雄君	農林水産省畜産局長	石川 弘君
農林水産省構造改善局長	五郎君	農林水産省畜産局長	秋山 智英君
農林水産省農業園芸局長	松浦 昭君	農林水産省畜産局長	石月 昭二君
農林水産省畜産局長	正田 泰央君	農林水産省畜産局長	藤井 貞一君
農林水産省食品流通局長	渡邊 文雄君	農林水産省畜産局長	美野輪俊三君
食糧庁長官	五郎君	農林水産省畜産局長	川俣 芳郎君
林野庁長官	秋山 智英君	農林水産省畜産局長	宇野 則義君
水産庁長官	松浦 昭君	農林水産省畜産局長	丸山 良仁君
運輸大臣官房総務審議官	先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたしました。	○委員長(玉置和郎君)	〔行財政改革に関する特別委員長玉置和郎君委員長席に着く〕

○行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。赤桐操君。

○赤桐操君 わが国の住宅建設の状況についてこの数年間を考えてみますと、五十年代の前半は、いずれも百五十万戸前後の戸数を毎年建設されております。昭和五十年では百四十二万戸、五十二年では百五十三万戸、五十四年では百五十五万戸、五十三年、五十四年でいずれも百四十九万戸に至ります。対前年比はいずれも大きなマイナスになってきております。昭和五十年は百四十二万戸、五十二年では百五十三万戸、五十四年では百五十五万戸と急速に落ち込みをいたしております。五十六年度前半に至りますと、対前年比はいずれも大きなマイナスになってきております。昭和五十年における建設省の発表によりますと、この三ヵ月間で連続毎月十万戸を割るという状態になってきていました。これはまさに私は住宅不況そのものであろうと考えるのであります。これは一体どういうような原因に基づくものであるか、まず建設大臣のお考へを伺いたいと思います。

○國務大臣(吉藤滋与史君) お答えいたします。

最近の住宅需要の落ち込みにつきまして、先生から具体的な数字を挙げられてお示しのとおりでございます。その要因といいたしましては、何といたしましても経済バブルクラウンド、これは世界的な御案内のようなオイルショック以後の経済情勢の中から、国民経済というものの落ち込みも大きな意味ではあります。加えて需給のアンバランスといいますか、所得の関係、金融の関係、特に一番大きな問題は土地の値上がりというような問題もあるうかと思します。あらゆる要因がここでふくそう、錯綜して急な住宅需要の落ち込みになつたということの反面、一応住宅戸数においての需要は満たされおりますが、国民住宅ニーズというものが数よりも質の向上といふことになつてきましたということと、それから從来からの戦後

の高齢、高所得者の方々から、若年、低所得者層へのシフトというような問題から総合的に落ち込みが来たのじゃなかろうか、私はこのように判断をいたしているわけでございます。

しかし、この状況も一応底であるというような方向づけをしていただきましたので、それをしっかりと踏まえて実行に移していくならば、住宅環境というものは好転をするのはなからうか、また、するよう心がねばならない、このように考えているところでございます。

○赤桐操君 御答弁ではありますけれども、それはほど簡単な状況ではないよう私は判断をするのであります。住宅建設第四期五カ年計画は、ことしから昭和六十年まで、ちょうど五カ年間にわたって行われるものであります。その建設戸数は総数で七百七十万戸、いわばことはその第一年に当たるわけであります。この七百七十万戸を消化していく、これを建設をしていくために

は、少なくとも年間百五十万戸台を貫いていかなければこれは私は達成できないと思います。そういう将来展望を考えますときに、落ち込んでいたものを考慮すると、この計画はかなり骨が折れる計画ではないだろうか、こういうふうに感じられます。どのようにしたならばこの計画が達成できるのか、もうひとつ突っ込んだ御答弁を賜りたいと思います。

○國務大臣(吉藤滋与史君) お答えいたしました。

五ヵ年計画、先ほど先生もお示しになりましたように、本年度の、初年度の四月から九月までの戸数が七・三%の減少でございます。昨年から五万戸減つておるわけでございます。しかし、五ヵ年計画のまだ初年度も半ばでございますので、一応これはこれとしないでささか気にはかかります

が、具体的にはどうするかということになつてまいりますと、先ほど申し上げましたように、閣

僚会議で、従来からやったことにかえて加えて、なおその他の諸方策についてお示ししたわけでござります。

私自身も、従来のように年間百五十戸達成についてそう安易には考えておりません。

相当厳しいことであらうかと思ひますが、何といたしましても、住宅産業は経済波及等々考えたときに、どうしてもやり抜かなければならぬ問題であると同時に、国民の住宅に対するニーズといふものに対応する上からやらなければならないわけであります。

具体的には、すでに閣僚会議で示しましたように、金利政策であれ、あるいは土地政策であれ、あるいは遊休地の高度利用をさらに進める、あるいは再開発の問題、あるいは見直しの問題、あるいは市街化区域内の農地対策、いろいろと挙げれば切りがないわけであります。こうした問題を一つ一つ阻害要因を詰めていくて明るい方向に転じたい、このように考えているところでございます。

○赤桐操君

経済企画庁長官に二つほど御質問いたしたいと思いますが、わが国の経済運営方針は、五十六年度は内需型成長ということで進むことを政府の基本政策としてきたわけでありますけれども、ことしの上半期の状態は、これとは全く逆な外需型成長として終始をいたしておりました。政府は、こういった経過の上に立って、下半期は内需型への急速な転換を図るということを先般明らかにいたしたわけであります。また同時に、経企庁長官は十一月五日、来年度の実質経済成長率を五・五%以上ものにしたいということを明らかにいたしております。そのための施策について伺いたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君)

現在の経済の状態は、いま御指摘がございましたが、まさにそのとおりでございまして、この場合に住宅建設が非常に大きくなることになつてしまります。私が乗れば成長率も相当高まるのではないか。しかも住宅の場合は波及効果が非常に速いわけであります。かつまた波及効果が非常に大き

い。そこで景気に非常に敏感に、かつ大きく影響が出でまいります。

建設というものを計画どおり軌道に乗せるといふことが私は何よりも大事ではないか、このように思つておりますが、先ほど来いろいろ質疑応答がございましたが、一番の根本の問題は、住宅価格が上がつたけれども所得が伸びない、所得と価格の乖離、ここに問題があると考えております。

○赤桐操君

日本経済を外需型から内需型へ転換をしていく、あるいはまた明年度経済成長率を五・五%以上のものにしていく、こうした目標の中

で、いまの御答弁によりますれば、住宅建設が大変大きなファクターを持つておるということであります。しかし、今日までの状態を見ると、遺憾ながらこれは全くその役割を果たしていないと思うわけであります。事情は価格の上昇

と所得の乖離だ、こう言われておりますが、先般の十一月五日の長官の声明の中にも、新聞報道によりますれば、少なくとも思い切った政策を住宅建設のために打ち出したい、こういうことを言わ

れておりますが、思い切った具体的な対策、これについてひとつ伺いたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君)

実は、この住宅第四期

五ヵ年計画を決めますときに、果たして五ヵ年で七百七十万戸といふ需要があるかどうかということが一番大きな議題になりました。いろいろ検討いたしました結果、日本には建てがえを必要とする家が非常に多い、そういうことを考えますと、やはり七百七十万戸ぐらいの建設が必要である

う、こういうことで最終の結論を政府部内で得ま

して閣議決定をした、こういうことでございま

す。これを達成するためには、先ほど来御指摘の

まで四ヵ年間は、およそこの見当の建設が達成

されておりますので、条件さえ整えば決して無理

ではない、このように考えております。

そこで、三月二十七日にこの計画が閣議決定さ

れましてから、関係閣僚八人で、どうすればこの

計画を軌道に乗せることができるか、この計画を

軌道に乗せることができた場合には、やはり住宅

建設といふものを計画どおり軌道に乗せるといふ

ことが何よりも大事ではないか、このように思つておりますが、先ほど来いろいろ質疑応答がございましたが、一番の根本の問題は、住宅価格が上がりつたけれども所得が伸びない、所得と価格の乖離、ここに問題があると考えております。

○赤桐操君

経済企画庁長官からお話をありました住宅

・宅地関係閣僚連絡会議におきまして、七月の末に九項目にわたります対策をお取りまとめたいたわけがありますが、その内容といたしましては、まず第一に住宅建設の促進という立場から、住宅金融の充実、それから低質木造賃貸住宅の建てかえの促進、三番目といたしまして既成市街地における中高層住宅の供給の促進でございます。また、宅地供給の円滑化といたしましては、市街化区域内におきますところの農地等の宅地化の促進、市街化区域農地に係る固定資産税等の課税の適正化等税制関係、それから都市計画区域におきます区域区分の見直し等の推進、住宅地閑連公共公益施設の整備の促進、未利用地等の利用促進、国土利用計画法の的確な運用といったような事柄でござります。

○赤桐操君

経企庁長官に重ねて伺いますが、一

番大きな問題は、建設を没落させている大きな問題は、建設価格の上昇と所得の乖離にある、こう

言われておるわけであります。だとするならば、

ここに焦点を置いた対策がつくり上げられなければこの問題の解決にはならないだろうと思いますが、長官の御答弁をひとついただきたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君)

住宅価格の上昇と所得の伸び悩みというところに問題があるわけでござりますが、しかし、所得の方は急速に伸びるという現勢ではございませんし、住宅価格も急速に下がるという現勢でもございません。そこでやはりもござりますし、税制を伴うものもござります。

そこで、十一月の予算編成までの間に順次これを具体化していくことと、且下、七月に決定いたしましたこの十項目につきまして、関係省

府の間で十二月具体化を目標としたしましていろ

る作業を進めておるところでございます。

○赤桐操君

今年はもうすでに十一月半ばを過ぎておりますが、大体の具体的な、もう一步進めた御答弁はいただけませんか。

○政府委員(黒磯一君)

お答えいたします。

いま経済企画庁長官からお話をありました住宅

・宅地関係閣僚連絡会議におきまして、七月の末に九項目にわたります対策をお取りまとめたいたわけがありますが、その内容といたしましては、まず第一に住宅建設の促進という立場から、住宅金融の充実、それから低質木造賃貸住宅の建てかえの促進、三番目といたしまして既成市街地における中高層住宅の供給の促進でございます。また、宅地供給の円滑化といたしましては、市街化区域内におきますところの農地等の宅地化の促進、市街化区域農地に係る固定資産税等の課税の適正化等税制関係、それから都市計画区域におきます区域区分の見直し等の推進、住宅地閑連公共公益施設の整備の促進、未利用地等の利用促進、国土利用計画法の的確な運用といったような事柄でござります。

○國務大臣(斎藤滋与史君)

お答えいたします。

金融につきましては、すでにそれぞれのケース

バイ・ケースで低金利政策をやつておるわけでござります。特に新しい建設につきましては、御案内のように先般来、公庫の金利の据え置き問題

が俎上に上つておるわけでございます。これは時

限立法でござりますので、その間の大きな経済変動はともかくも一応強力化というようなことでございますが、総理もあるは大蔵大臣からお話をありますように、情勢を見きわめて、住宅関係に配意をしながらこの問題には政令の段階で対処するというようなお言葉もいただいておりますの

で、私たちとは長期的にもこうした最も住宅を建てるための基本となるべき金融政策につきましては、なお持続させていただいて、こうした根本的な問題から、住宅を建てる希望の方々が将来とも、いま建てもいま企画庁長官からお話をありましたように、そしたら他の方法も講じながらやつてしまりますというような金融政策への考え方を持つて進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○赤桐操君 それでは、ここでひとつ大蔵大臣に伺いたいと思いますが、こうしたわが国の住宅事情あるいは経済的な情勢の中で、現行金利の五・五%，これを引き上げるというような状態では私はまずないと思うんです、率直に申し上げて。価格の上昇は激しくなってきてる、所得は上がらない、しかも経済企画庁長官におきましたが、あるいは建設大臣の御答弁におきましたでも、積極能動的にこの政策が必要なんだ、こう言っておるんです、こうした中で考えてみると、公庫の金利の引き上げなどということは考えられないと状態じゃないか。むしろ引き下げをしなければならないのが、現在置かれてる金利政策のポイントじやないかと私は思います、大臣いかがですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは政府関係機関に通用することございまして、住宅公庫だけを取り上げて言っているわけでは別にないわけでござります。御承知のとおり、世界の金利事情といふのは非常に変動が多い。アメリカの場合も一般的な見方は一時的には金利は下がるだろう、しかし来年になつたらまた暴騰するかもわからない、結局一にかかるインフレの問題である、そういうようなことが言われておって、実際、経済問題といふのはよくわからない、なつてみないとなかなかわからない、これが実情でございます。したがいまして、私いたしましては、この財政再建期間中に金利の大幅変動というものがあつた場合に、それにいつでも対応できるだけのことは必要である、そう考えたわけでございます。

**御承知のとおり、ことしも住宅公庫に対する補給金は抑制して別な方法をとったわけでございますから、二千二百億円程度の補給金で済みます**が、それをやらなければ、ことしも二千七百億円ぐらいいくのはずです。来年が三千五百億円ぐらい、昭和六年には約五千億円、補給金だけで、住宅公庫だけです。そういうような中にあって、経済の変動があつてもそれはそれでいいんだとばかりはなかなか、国民、税金を納める方からすればそもそもなかなか言つていられない。財政的にもなかなか大変である。いろいろな問題がござりますのですから、一律に全体について、金利の抑制というものがそういういろいろな事態が起きたときでも政令ができるようにしておいていただきたい。

〔委員長退席、行財政改革に関する特別委員会理事鳴崎均君着席〕

しかしながら、これは社会的経済的な情勢、そのときの必要事情、そういうものを慎重に配慮をして対処するというわけでござりますから、直ちに住宅公庫のこの二%の補給金の幅を狭めるということを必ずしも意味しているものではございません。

○赤桐操君 世界的な高金利政策についての歳相の見解が明らかにされていますが、経済企画庁官の先般の談話等によりますると、逆に公定歩合の点については、物価安定などの国内事情を考えると下げる方向に進んでいるのではないか、あるいはまた米国の高金利状態についても、これまで下がる傾向にある、したがって来年度は低金利政策を実施する条件が整つてくるであろうという期待的な明るい情勢をしておられます。私が下がるからこそ、大蔵大臣の御所見はいかがでござります。

の景気を興していくという、そういう考え方には立つならば、その一番大きな波及効果を持ち成長を助ける、そういう性格を持つところの住宅政策をもつと前進させる必要があるということは、これももうまづ一番最初に考えなければならない問題だらうと思います。

そこで障害になつてゐるのが、先ほど來お話をありますするとおり、価格の上昇であり、所得の乖離だ、しかも、そういう面から金融上の問題にまで検討を加えなければこの解決はできない、こうしたことでも政令ができるようにしておいていただきたい。

（立派な障壁になつてゐるのが、先ほど來お話をありまするとおり、価格の上昇であり、所得の乖離だ、しかも、そういう面から金融上の問題にまで検討を加えなければこの解決はできない、こう

のことになつてゐるならば、私は、いま大蔵大臣が言われたような形でもって不安な状態だけを離れて、しっかりとお話しの四期五計にいたしました。この際建てかえをやろう、新しい家を求めて、当面するこの住宅政策の推進にいたしましても、当面するこの住宅政策の推進にいたしましても、これはできてこないだらうと思うんですね。したがつて、そういう立場に立つならば、この際、大蔵大臣の言われるような態度ではなくて、本格的にもとと前向きの形で、国民の皆さん、それではそこまで金利政策や金融政策について配慮がなさるというならば、われわれもひとつこの際建てかえをやろう、新しい家を求めてよう、こういう意欲がわいてくるような形でついていくべきだと思うんです。そうでなければ、私はいかに先ほど来てお話しの四期五計にいたしましても、当面するこの住宅政策の推進にいたしましても、これはできてこないだらうと思うんですね。したがつて、そういう立場に立つならば、この

ことになつてゐるならば、私は、いま大蔵大臣が言われたような形でもって不安な状態だけを離れて、しっかりとお話しの四期五計にいたしました。この際建てかえをやろう、新しい家を求めてよう、こういう意欲がわいてくるような形でついていくべきだと思うんです。そうでなければ、私は、やはりどうも経済企画庁の方や建設省が考えてる積極能動的な施策に対して逆に水がかかってしまうようになります。こういう時期こそ私は、積極能動的な明るい情勢をつくり上げてください。

○赤桐操君 大蔵大臣の重ねてのお考えを表明されることは、むしろ申し上げておるわけですが、いつまでも待つていればいいわけですから。逆に、上がるからこそ、大蔵大臣の御所見はいかがでござります。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は、経済変動が激しいときなので、金利政策というものについては機動的に対処していくことが一番大切じゃないかというふうに思つておるんです。逆に、金利が下がるかもしまぬ、来年は下げるかもしまぬ

か。

ですが、大蔵大臣の御所見はいかがでござります。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は、経済変動が激しいときなので、金利政策というものについては機動的に対処していくことが一番大切じゃないかというふうに思つておるんです。逆に、金利が下がるかもしまぬ、来年は下げるかもしまぬか。

そこで、大蔵大臣の御所見はいかがでござります。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 実は、金利が下がれば、当然、いま家を持つとうとする計画を持つてい

ば、当然、いま家を持つとうとする計画を持つていれば、自然と手控えることはあたりませであります。

また、ローン地獄が大変だということで、最近は、こういうことにしたいと思うというようなことでも明らかにされるならばまだ私はわかります

が、いまの程度の御答弁では、安心してこれを国

建設状況あるいは経済状態がこうなつたときに、民の皆さんは受けとめることにならないだろ

う。いつこれは上がるかわからない、こういうことに

なつてくるだらうと思ひますが、もう一歩突つ込

んだ具体的な、こういふ状態のときにはこうす

る、こういふ状態についての御説明はございませんか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 実は、金利が下がれば、一番喜ぶのは大蔵大臣なんですね。なぜならば、

財政負担がうんと減りますから。しかし、それは望むだけのことでありまして、現実の問題としてはなかなかそういうような情勢にはなってない。私としては、むしろいまのうちに家を建ててもらうのが一番お得でございますよと言つた方がむしろいいくらい、その方がお家を建てる気持ちになるわけでして、来年になれば金利は下がりますと言えど、だれもいまあわてて建てる必要がない。金利が下がると言えど、もっと物価が安定して安くなって金利も下がるだろう、それじやそれで待つていよいよということで、むしろ、これを建てようとする人の足を引つ張るということになるわけであります。

したがつて私は、金利が上がる下がるということは、いまいすれも申し上げないわけでございまして、上がった場合に、非常に高金利になつたような場合に、あるいは財政が負担し切れないといふような場合には、いろんな経済事情を見て、それに対処するだけのことをさせていただきたいということを申し上げていて、だからこそ、建設省やなんかの話や意見が食い違うことは少しも私はないのじゃないか。現実に、そういうような政令にゆだねていただけば、むしろ現実的に機動的に対処できるし、当然そのときはあたりまえのことだと思います。だからこそ、経済上あるいは社会上の必要な場合といふことを慎重に配慮するということも法案に書いてあるわけであります。

○赤桐操君 住宅の建設というのは、これはもう申し上げるまでもありませんが、二十年、二十五年といふ大変長期にわたるものであります。しかも、この建設の年々の計画といふものは、先ほど来明らかにされておりますとおり、コンスタンートで統けられていくべきものだと思うんです。同時にまた、入る方あるいはこれを求める方の立場からいたしましても、安定した金利等を保証されただ状態の中で進められていかなければ安心ができない。あるいはまた、建設をする方の側にいたし

ましても、一般的のいわゆる波及効果が大きいときには、いわば本当に建設されていく、あるときにはもむしろ建設がなされない、こういう状況であります。金利についてもほとんど安定した保証が求めらるべきものだと思うんです。これが一経済情勢の変動その他に災いされるということは避けなければならない、こういうことが大前提になつてくると思う。

そういう観点に立つて私は申し上げているわけ

であります。早く建てれば損するとか、金利の下がるのを待つとかということではなくて、どだい住宅の政策というものは、私は社会的にそうして保証がなされるべきものだと考えます。したがつて、いま大蔵大臣に対して、五・五ということで決まつてゐるならばこのままの状態で続けるべきではないのか、よほどこの問題が発生したときに、そのときに議会において論議をし、検討することはできるではないか、むしろ国民にいたずらに不安を与えることは避けるべきではないか、こ

ういうことをいま私は申し上げてゐるのですが、あなたが言つておられるところの觀点と私が申し上げてゐる観点には、いささか違いがあるように思いますが、住宅政策の基本的な考え方方に違いがあるように思いますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は、金利こそ経済事情の変動に応じて動かすべきものである、いつでも固定しておくるものではないということをございますから、それは違いがあるかもしれません。

○赤桐操君 私がいま申し上げることは、一般的なその金利の上下、上げ下げを聞いているの

ときには、経済の運営をする上において経済情勢を誘導するという意味で、あるときは上げ、あるときは下げ、そういうようなことが必要だと思つております。

○赤桐操君 それでひつと經濟企画庁長官と建設大臣に伺いたいと思いますが、少なくともこれらの金利政策、金融政策の基本になるこの問題については、私は決定的なこれから的原因になつてゐるならばこのままの状態で続けるべきではないのか、よほどこの問題が発生したときに、そのときに議会において論議をし、検討することはできるではないか、むしろ国民にいたずらに不安を与えることは避けるべきではないか、このように考へるところでござります。

○赤桐操君 そういたしますと、お伺いたしましたが、きょうは總理がおいでになりますけれども、どうも私が受けとめている受けとめ方が違うかどうか知りませんが、大蔵大臣は、金利といふものは時の情勢によつて動くのが当然なんだ、こうはつきり先ほど申しておられる。経企庁長官やあるいは建設大臣の方の立場にすれば、そう動かれては困るので安定する方を求める、こう言っておられるわけであります。これはお考へに大分政府部内で違つてあるようだと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は、一般の金利といふものは、経済の運営をする上において経済情勢を誘導するという意味で、あるときは上げ、あるときは下げ、そういうようなことが必要だと思つております。

○國務大臣(河本敏夫君) 政治の目標ということを簡単に申し上げますと、國民生活の充実向上、こういうことでなかろうかと思ひますが、その場合に住宅政策の果たす役割は非常に大きいと思います。

そこで、安定的に住宅政策が進められるということが必要だ、こういう観点からの御議論だと思いますが、その点につきましては私も賛成でございました。そのため金利ができるだけ低い水準でそれを望ましい、こういうお話をございますが、私もそのとおりだと思います。大蔵大臣の言つておられましたことも、言外の意味を想像いたしますと大体そういうことではなかろうか、このようにも考えられますので、政府といたしましては、やはり住宅政策が安定的にずっと進められます。そのため金利ができるだけ低い水準でそれを望ましい、こういうお話をございますが、私もそのとおりだと思います。

○赤桐操君 私がいま申し上げることは、一般的なその金利の上下、上げ下げを聞いているの

じやなくて、この住宅建設というものをこれからいま現実に進めていく上に当たつて、長期にわたりたこの金利政策をどうすべきかということを、私は、安定する方を求める、こう言つておる。私の主張を認めているわけです。それに対しても、現場の方を預かつて建設大臣や經濟企画府長官の方は、安定する方を求める、こう言つておる。なたは、一般論でそれを適用するとするならば、明らかにこれは景気の変動によつて上げ下げいた

します、こういうことになるんじゃありませんか。いかがですか、それは。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これも終局的には、住宅の金利といふものは固定的で動かさない方が望ましいというようには思つております。しかしながら、非常な場合には、ちょっと動かすということ、これも好ましくないと私は思つております。しかしながら、非常に世界じゅうの高金利とかインフレとかいう場合と、非常にデフレになつて住宅をうんと促進するというような場合とおのずから違う。そのときにもう一切動かさない方がいいというように私は思つておらないのです。極端な話かもしれないが。

したがつて私は、五・五%の金利をますぐに上げるとか、いますぐに下げるとか、そういうことは言っておらないんです。そういうようなことが多いときでございますから、仮にですよ、仮にこの三年間に金利が上がるというようなことになつて、そういうときには法律で固定をされておりまして、国会を開いて審議をして三ヶ月とか半年とかかかるのは、これは普通ですからね、今までの例を見ますと。しかしそれを、ともかく社会経済上の必要性といふものを慎重に配慮しながらそれに対処できるように、ひとつ権限を政令にこの三ヵ年間ゆだねていただきたいということをお願いをしておるわけであつて、それのしかし施行に当たりましても、それは原官厅ともよく相談をして、そのときの社會上經濟上の必要性といふものを十分に考えて、慎重にやらなければならぬということは法律にも書いてあるとおりでございます。

○赤桐操君 私は明らかに考え方、答弁に相違があると受けとめざるを得ないので。この点について、直ちに御答弁をいたくわけにいかないながら、御検討をいただいた上で、閣内の統一をいただいた上での御答弁をいただかないと、この後の私の論議が進みませんので、これをひとつお願ひしておきたいと思います。

○委員長代理(鳴崎均君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○國務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたします。

直接担当省庁といたしまして、金利の問題が出ておりますので私からお答えをいたします。

○國務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたしましたが、金利の制定に当たりましては、特例適用期間中においても、社会的経済的必要性と財政の負担調和に十分配慮しつつ、慎重に対処してまいりたいと思

う昭和三十九年に赤字に転落してから今日まで、われわれは国会で予算委員会、本会議あるいは運輸委員会の中に設けて、相当体系的に系統的に議論をしてきましたが、それで大臣にお伺いいたしますが、これは三木内閣當時、七十八国会で五十一年の十月十九日、当時の石田運輸大臣に、私が自分の長い経験も含めて、国鉄の赤字の原因と二回にわたる再建計画の挫折、こういうことを含めて国鉄赤字の根本的な問題点と政治の責任と国鉄の責任と、もちろんわれわれにも一半の責任があると思いますが、そういう問題について四つの点を掘り下げまして、相当体系的に私は議論をし、当時の石田運輸大臣は、目黒提案についてはそのとおりだ、これは単に運輸大臣だけではなくて三木総理大臣も予算委員会などを通じて、それはそのとおりだと、こういう四つの確認をしておるわけですが、これについては御存じでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 三木内閣の当時のことをでございますので、私はよく覚えておりません。

○國務大臣(中曾根康弘君) 大事だと言つていながら、行革の総本山のあなたが最も赤字の問題点の国会議論を知らないということは、これはどういふことですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 本会議企画室長官、あなたは昭和四十六年の運輸委員会で議論できるのですから、他の大臣の方に見解を聞きたい、こう思います。

行革に関する運輸関係は、国鉄問題、新幹線問題、関西新空港、車検問題、運輸審議会、特殊法人の問題、こういろいろあるわけですが、時間の関係でしぶって二、三お願ひします。

○國務大臣(中曾根康弘君) まず、中曾根長官にお伺いしますが、あなたがいろいろ行革のことをする際に、国会の審議、もちろん予算委員会、本会議、あるいは運輸の場合は運輸委員会、こういろいろ今までの議論というのは十分に尊重されて行革の取り組みをされているんだと、こう思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) いろいろな諸議論をよく慎重に勘案いたしまして、政策に反映していいつもりでおります。

○國務大臣(中曾根康弘君) まことに残念ながら、よく知りません。

○目黒今朝次郎君 ここで確認しておきます。行革の長官が、国会の議論を尊重していると前段で言つながら、最も国鉄赤字の根本的な政治の責任と国鉄の責任と今後の対応について、国会の議事録を読んでないとか確認してないというのは、一

体、ナンセンスじやありませんか。何のためにいままでやつてきたのですか。これはもつてのほかです。こういうことでは、私は国鉄の問題について再建論争に論戦をいどめませんよ。ずっと三木内閣、福田内閣――大平内閣は、私は交通安全対策特別委員長なり物価対策特別委員長をやっておりましたから、この問題については時間がありませんでした。しかし今日の鈴木内閣になつて、塩川運輸大臣になつてからも、これもまた私は再建措置法で大分議論しているんですよ。それを肝心かなめの行革の長官が知らないなんというのは、これ、ナンセンスですね。

○目黒今朝次郎君 じゃ、もっと聞きます。それを確認します。河本経済企画室長官、あなたは昭和四十六年の運輸審議の答申を受け、総合交通問題閣僚協議会のあなたは担当なんですが、もちろん総合交通政策で陸海空ありましたけれども、国鉄の問題が相当中心であります。あなたは総合交通問題閣僚協議会の責任者として、私がいま言った昭和五十年並びに五十二年の三木内閣、福田内閣あるいは今回の大政改修法、これの国会論争の社会党の主張とそれに対する政府の答弁、これについては確認していませんか、長官。

○國務大臣(河本敏夫君) 昭和四十六年の答申決定を受けまして、関係各省庁の間で幾つかの対応をしてまいりましたが、昨年の四月に運輸政策審議会へ長期展望に基づく総合的な交通政策の基本方針について諸問題が行われましたのは、これはその後の石油事情の変化と幾つかの変化がございましたので、そういう諸問題が行われたわけでございましたが、去る七月にその答申が出ております。

○國務大臣(河本敏夫君) そういう経過でございますが、いまお話しの五十一、五十二年のことにつきましては、私も承認いたしました。



議論は、政府の大臣からそういう声が出たことはございません。ただ、臨調の中いろいろ議論をしている中に、そういう議論もあるやに新聞で報道されているだけでありますと、民営移管論といふものがあつたことはないと私は思います。

○目黒今朝次郎君　あなたがそういう詭弁を弄したって、私も国鉄四十四年の飯を食っている者ですからね、事國鉄に関する限りは、この前も出た雑誌「宝石」の国鉄バスの問題から、とにかく日本じゅうにある私は横文字読みませんから、縦文字の文だけは細大漏らさず読んでおるつもりですが、その中にずいぶん勝手な御意見があるんじやないですか。中曾根長官も苦しい答弁をします。

私は、そういう問題が有力幹部から出でてくるのは、何といつても、先ほど言った石田運輸大臣と田村運輸大臣の、この四つの問題点に対するしっかりした認識がないからです。これはもう一回読んでもらいたい。こんなものがありますから、兩大臣読んでもらいたい。それを言つておきまます。

それで私は、国鉄問題はいろいろあるけれども、ローカル線の問題と、それから貨物の問題と、新線建設と、それから労使関係、大体こんなところが問題だとと思うのです。

お伺いしますが、国鉄からもらった資料を見ますと、ローカル線の助成というのは、これは大蔵大臣、あなたの前の大臣の当時、私も四十九年、五十年ころずいぶん議論したのですが、ローカル線というのに対してはどういうことなんですか、五十一一年から見ると、五十一年の赤字は二千九百二十五億円、政府助成は百七十二億、六%。五十二年は三千百二十六億、助成が二百七十六億、八・五%。五十三年は三千四百八億、助成が三百三十七億、一〇%。五十四年は三千六百六十億、助成が七百六十五億、二〇%。五十五年が一千七十二億、助成が千百七十億、約二八%。す

うつとこう少しだけ大蔵大臣の理解で上がつて、ることは認めます。認めますが、たとえば四千七十二億の赤字を出して千百七十億もあつても、どうものがあつたことはないと私は思います。

二九は赤字なんですね。

これは総理大臣がいれば、この人が国鉄の鉄道つくって、そのどんどんつくった線が現在のローカル線なんですよ、これは。だから、人間の配置とか運用の方法を多少経営改善なり合理化しても、現在の大幅な赤字というのは、これはどなたがやつても直らないんです。私、予算委員会で當時の福田総理大臣に、あなたが総理大臣兼国鉄総裁なら直りますかと言つたら、さすがの福田総理大臣も、いや目黒議員、私が総理大臣兼国鉄総裁だつて、このローカル線の赤字は直りませんと、国家の最高権力者がそう答弁しているんですよ。それを一大蔵省出身の高木総裁に、赤字だ赤字だとどんなに責めたつて、これは何ともならないじやありませんか。

われわれが昭和十二年国鉄に入ったころは、幹線が墨字になりましたから、黒字の收入で赤字を埋めました。いまは新幹線を含めて、幹線すらもどっこいどっこいでしょう。幹線はどうこいどっこい、貨物は赤字だ。そういう経営形態で毎年毎年四千億から三千億の、総理大臣でさえもどうにもならないこの赤字を、結果論だけ追及して、けしからぬ、けしからぬと言つたつてしようがないのじゃないですか。これをどういうふうにすれば大蔵大臣、直ると思うんですね。あなたの見解をお聞きします。

あなたは、よく二兆円とか二十四兆円とかで、やっぱり金庫番だからね。国民の税金といいますか、これは国民の税金で消耗してもらう以外に、ローカル線の赤字の始末はないのじゃないですか。そうでなければ、現在の特定線区のように、か。そうでなければ、現在の特定線区のように、局及び運輸省はやつてもらつて、ともかく国民の負担に耐えないと困るわけです。負担しても、赤字であつても、それは必要だから置いた方がいいというものは置いてもいいですよ。これはどうします

か、大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は運輸大臣じやありませんから、実は余り深入りはしたくないのでございませんが、せつかくの御質問でござりますの

で、所見を申し上げたいと思います。

私は、国鉄の赤字については、これは原因がた

くさんございますと、これは原因がた

ておるところでありますと、一つには構造的な変革です、世の中の。それは飛行機との競争、弾丸道路ができて自動車との競争、カーフェリーができて船との競争。それかといって人間はそんなに三倍もかかるわけじゃないのですから、まずそこ

に一番の問題が一つある。しかし、そういうよ

うな時代の変化に対応する国鉄の対応の仕方のおく

れ、これは政策の間違いか労使間の問題か、いろ

いろあります。そういうようなずれもある。

それを安易に見越してきて借金政策をしてきた。

借金を支払うための利息が払えない、また借金

そのためのまた借金ということで、借金だけがべらぼうにふえてしました。これも事実。まあいろいろな問題が、地方交通線もあるでしょ、病院の問題もあるでしょ、みんなあります。でございますが、しかしながら、できてしまつたもの

はこれは何とも仕方のないことであつて、今後そ

ういうことを繰り返していくことは絶対に、もう

負担の面から見て國民は耐えられない。

したがつて、それは確かに地方交通線は黒字にならぬほどやつてみろと言われたつてできない、むずかしいでしょ。ですから、それには、いろいろな今までののような手法でなくして、民営的手法等を取り入れて、収入を図れるものは収入も図つていくというようなことも必要でしょ、ある

いは廃止をせざるを得ない場所もできるでしょ

う。それでなければ、現在の特定線区のように、

か。そうでなければ、現在の特定線区のように、

局及び運輸省はやつてもらつて、ともかく国民の

負担に耐えないと困るわけです。負担

しても、赤字であつても、それは必要だから置いた

方がいいというものは置いてもいいですよ。これは政治

は兼ね合いの問題ですから。しかし、みんな負担は余りしたくないと言うのですからね、極力そ

ういうような赤字が発生することを防止する創意工夫をやつて、お互いに真剣な努力をしてもらいたいということを申し上げているわけです。

○目黒今朝次郎君 それは言葉の上ではわかるんですがね。

行政管理庁長官、お伺いしますが、運輸省と国

鉄は、特定線区といつて本当に条件の悪い線区、それを線別に相談をして、話が調わなければ二

年後に切るという法律で、おたくの選挙区はある

かどうか知りませんが、やつているんですよ。ところが、そういうことをやつておつても、自民党員である県知事さん、市長さん、町長さん、村長さん、まあ鈴木総理大臣の、私の隣の岩手県は、やつぱりこれは鈴木総理大臣のおひざ元だからやらなければ困るといって、中村知事が泣き泣き三

陸鉄道をつくって、各県から金を出させてやつていますが、その他のところは、一部新潟とか青森とか、二、三あります。まあ塙川大臣、大分運輸委員会で張り切つていたけれどもね、私の説んだとおり。

だから、いま大蔵大臣の言うとおり理屈はわからんだけれども、四千億も出す赤字を、民営の形態にするとか負担を軽くするとかと言つたつて一定の限界がある。現実にいま尾を引いている。だから、これはやっぱり政治の責任で、もちろん運輸省も高木総裁の方にも、あるいは労使にも努力は願いますよ、努力を願うことにはやぶさかではありません。

〔委員長代理鷹崎均君退席、委員長着席〕

だけれども、大所は政治の場でこの問題の処理をしない限り、赤字の結果論だけ追つたつて、どんなん赤字がふえてくるんじやありませんか。政治の責任で決断すべきだ、これを私は、当時の田村運輸大臣あるいは石田運輸大臣なども含めて、五十二年当時から議論していたんです。これは政治

の責任で処理せいいと。あなたは金庫番ですから、あなたが金を握っているものだから、あなたがうんと言わないと、塩川運輸大臣とか高木総裁が逆立ちしたって、運輸委員会が逆立ちしたってならないんだ、これは。だから、政治の責任で前向きに検討するというぐらいの発言をしないと、この連合審査の意味がないからね。どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 政治の責任ということは、別に金をまくとか金を出すということだけじゃなくて、金を出さないということも政治の責任でございますから、どつちをとるかということは、個々のケース・バイ・ケースに従つて検討させていただくほかない、こういうことであります。

○日黒今朝次郎君 じゃ逆にもう一度聞きますがね。政治の責任、それはいろいろ結構でしょう、なかなか大衆政治家、大蔵大臣流の答弁ですか、それは尊重しましょう。たとえば、現実の問題として東北新幹線が来年六月開業します。来年ともかく開業すれば、これは運輸委員会で答えて高木総裁は、十年か十五年間、年間三千億の赤字だ、それから大宮一上野間、これは特に都会地ですから金がかかる、これを概算すると約四千億業だから余りありがたがらない意見もありますが、開業と同時に毎年毎年国鉄は年間三千億ないし四千億の赤字を続けて背負っていくんですね。それから青函トンネル、これも大変ですが、これも再三議論されて、国鉄は大体七百億から八百億、約五千億。五千億程度新線開業に伴つて十年か十五年間、国鉄がずつと赤字だということ。四架橋、これは六十二年開業で計算すると年間四百八十五億。これらを合計すると五千二百八十五億、開通と同時に國鉄財政にマイナス収入で入ってくる。これも借金を背負っていく。それから本大蔵大臣に怒られる、けしからぬと。しかし、東北新幹線だと、本四架橋とか青函

トンネルというのは、これは高木総裁とか国鉄が二割だと思う。あの七割、八割は政治の責任でござりますから、どうぞお聞きください。連合審査の意味がないからね。どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 政治の責任でやつたしりぬぐいを、一割が二割の国鉄の責任でやつたしりぬぐいを、この点はあなたは、今までやつたことはしようとしないよ。これはこれからやることですから、これについては政治の責任で国鉄に累積赤字にならぬようきっちりとしてもらいたい、こう思つたのですが、これは大蔵大臣と総合交通体系の責任者である經濟企画庁長官に、これは運輸大臣に言ったつたてだめなんです、運輸大臣は何遍も答弁しているんだから。運輸大臣はだめですから、ます

と、こう思つうんです。いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) この程度の赤字がどうして出るのか、私は具体的にまだ聞いておりませんが、いずれにしても、赤字を覚悟で無理に敷

かしたものについては、つまり敷けと言つた方は責任があるわけですから、それは何らかの覚悟はせんが、いずれにしても、赤字を覚悟で無理に敷かずくことはできるんですよ、現在の科学技術からすれば幾らでも、問題は、経営ができるのかできないのか。できないとすればその責任はだれが負うのか、そこだけをはつきりしてから新線建設の話はしてもらわぬと、ただ敷く話ばかりでむしろ旗を立てて運動されても私は困るんです、実際は。

だから、私はこれについては、非常に恨まれて

も赤字線をたくさんつくることは賛成できないと言つている理由は、財政を預かる責任者として、

も、これだけ飛行機と自動車が発達したら、國鉄の料金倍にも三倍にもしたら乗る人はない。なお

赤字になつてしまふ。したがつて、そういうよう

な点は慎重に全国民の問題として考えてもらわなければ困る。ですから、いろんなところから陳情

に来ます。来る人にも私は言つているんですよ。

それは、皆さん税金をいっぱい出します、私らも負担をたくさん出します、だから引いてくださいと言うならわかるけれども、赤字はつくるなどど

なんど新幹線は引け、責任は政府がそれ、これはとてもできません。そこらのけじめは、はつきりさせたいと思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) 現在の段階は、日本の財政いろんな経過はありましたけれども、とにかく行き詰まってきた、そこで何とかこの際抜本的に解決しなければならぬというので行政改革を

やり、財政再建をやろう、こういうことなどでござります。

国鉄の問題にいたしましても、いろんな経過はありましたが、しかし、現時点は放置することはできない。財政再建を進める以上、国鉄の問題も何とか抜本的に解決しなければならないということで、いま臨調の方でいろいろその方策について検討をしていただいておる、来年の六月にはその答申が出る、こういう段階だと思います。

○日黒今朝次郎君 河本長官、私も子供じゃないのだから、そんなこと聞いてるんじゃない。いまから開業する東北新幹線を含めて、ここ二、三年の間に大体年間五千億程度のどうにもならぬ赤字というのが国鉄側に来る。それは鉄建公団が建設しようと国鉄が建設しようと、その建設の主

題は別にして現実に年間五千億程度、十年から十五年、国鉄の赤の収入として赤字が見えていますと言つています。これを総合交通政策を担当する

あなたが責任大臣としてどうしますかと。大蔵大臣は先ほどはつきり言いましたから、なかなか勇

気ある発言だと思うんですよ。やっぱりあなたも、陸海空並びに道路、港湾の総合交通を調整し

て、そしてこういう赤字にならないように、むしろ新幹線を引けば新幹線を利用できるような総合

交通政策というもので努力しますと言つてもくれ

れば、なるほどがんばつたなど、こう思うのだけれども、いまの答弁では馬蹄形答弁だ。答弁のやり直し。

○国務大臣(河本敏夫君) 質問を若干誤解してお

りまして失礼しました。

この新幹線の問題につきましては、一、三年前から建設費がついております。新幹線五線につい

て建設費がついておるんですが、それは条件が二つついております。この予算上計上された建設費を使う場合には、全体の資金計画というものをはつきりしなければならない。それから第二点は、採算性がはつきり見通しが立たなければならぬ。この二つの条件が満たされたときに計上され予算を使ってよろしい、こういうことになります。

だから、その二つの条件が満たされたされ

ないかということがこれからの課題だ、こう思ひます。

○日黒今朝次郎君 どうも質問と答弁が食い違つてゐるが、私は来年六月の現に開業する新幹線のことを言つてゐるのですが、長官は整備五線のこととを言つてゐるようでありまして、整備五線の方はもう時間が忙しいからやりません。ただ、大蔵大臣の発言を是と見て、そういう方向でがんばつてもららうということだけ要請しておきます。今後問題が絡んできますから、財政関係で。

それから、もう一つは公共負担だと思ひます

がね、これもまずいぶん長い間議論してゐるのです

が、五十五年の四月の三十日に、農業関係と通産

関係はこの問題で処理されたということは確認しました。だけれども、厚生省と文部省、これは必ずしも厚生省は約五十億と、こう言われておるので

が、文部省と厚生省がこの閣議了解事項、閣議決定が実施できないのですか。努力している

けれども、もうちょっと待つてくれといふことな

のか、これを文部大臣と厚生大臣に答弁もらいたい。

○国務大臣(田中龍夫君) お話しのことくに、五

十四年の十一月二十九日の閣議了解に基づきまして、現在お話しの各省間でまだ話が遂げておりますが、何とか早急に結論を出さなければならぬ、かよう考えております。

○國務大臣(村山謙雄君) これは身体障害者その他の運賃割引の問題でございますが、この問題は、郵政問題あるいは放送問題その他たくさんございまして、ただいま文部大臣からお話がありまして、各省間でいま連絡をやつておりますが、九回ほど会議が進められておりますが、残念ながらまだ検討の結論を得ておりません。精力的に詰めてまいりたい、かよう考えておるところでございます。

○目黒今朝次郎君 これは文部大臣、この身障者の関係はいろいろ社会的問題があるから、なかなかデリケートであることは私もわかついています。だけれども、文部省は、すいぶんこれは長い間なんですね。片や国鉄けしからぬ、けしからぬと文部の皆さん方が旗を振つておつて、自分のところに火の粉がかかるつくると、ちょっと、ちょっと五十四年から今日まで二年間ですよ。もう少し誠意を持っていつまでに決める、来年度なら来年度予算の段階までは決める、そういうことを約束できませんか。

○國務大臣(田中龍夫君) 本件は御案内とのおり、学生定期割引の問題でございます。御承知のとおりに、いまやなかなかゼロシーリング、さらには今後の見通しから申しまして、父兄負担の問題も十分考えなければならない諸般の情勢もござります。閣議の了解の線に沿いまして努力はいたしましたが、ただいま先生のお話のごとく幾日幾日とまことに残念でございます。

○目黒今朝次郎君 自分が実行しない以上は、あなたは国鉄問題についてとやかく言う資格はありませんな。まず自分の問題を処理してから国鉄問題に文句つけてください。もうこれ以上言いません。

○國務大臣(田中龍夫君) 本件は御案内とのおり、学生定期割引の問題でございます。御承知のとおりに、いまやなかなかゼロシーリング、さらには今後の見通しから申しまして、父兄負担の問題も十分考えなければならない諸般の情勢もござります。閣議の了解の線に沿いまして努力はいたしましたが、ただいま先生のお話のごとく幾日幾日とまことに残念でございます。

○目黒今朝次郎君 自分が実行しない以上は、あなたは国鉄問題についてとやかく言う資格はありませんな。まず自分の問題を処理してから国鉄問題に文句つけてください。もうこれ以上言いません。

それから運輸大臣にお伺いいたします。

あなたは十一月七日、行革のテレビ放送で、私、北海道で見たのですが、いわゆる民社党の国

鐵労使関係の問題の質問で、処分闘争、処分闘争を繰り返さないために、強いロックアウトも含め、郵政問題の改正が必要だと。なかなか勇気ある発言だと思いますが、これは社会党を含めて公労法の改正が必要だと。なかなか勇気ある発言だと思いますが、これは社会党を含め

野党四党で、条件つきスト権と当事者能力という点で公労法の改正につても申し入れておるのでありますが、これは一運輸大臣の発言なのか、政府全体としてロックアウトも含む公労法の改正が必要だ、こういうふうに考えておるのか。大臣発言ですか、内閣全体の発言だと、私はこう思ひます。きょう労働大臣は

答弁願いたいと思います。國務大臣として御められましたので、私といたしましては、私の私見として申し上げたのでございますが、それは現在公労法に基づきましてストは禁止されておること御承知のとおりであります。でございま

すけれども、現実にストの行為が行われておるということは事実でございます。これを防止するのには、ただ处分だけでは解決がつかないのではないか。要するにごく一部の人がストをやつておる

のでございまして、他の人たちは非常にまじめに何とかして運動をしたいと言つて職場についておる。けれども、国鉄というのは、鉄道というのは一部の部門がストをやりましたら、安全確保、それからダイヤの正常化ということから見まして、全部がやはりスト状態に入つてしまつた

しますと、この職場全体がストをやらないように全体の責任をやつぱりとつてもらう、全体の責任が行わるとするならば、もういつそのこと、国

鉄の全事業所が一齊に運行を停止するというはつきりした措置をする。そのことはロックアウトと

いうことで対抗するということしかないのでないのではないか、こういう趣旨を申し上げたということあります。

○目黒今朝次郎君 それは運輸大臣の個人の意見であって、政府全体の意見ではない。そういうことですね。しかし、そういう大事なものをしておる組合と申しますが、国労、労働で大体全国鉄の四分の三以上を占めているんですよ。ちょうどよい出てくる組合の方々は四万、五万もいないのかな。新幹線の運転士、それから国電の運転士、それから在来線の特急運転士というのは、ゼロと

は言いませんが、大部分は国労、労働の組合員が第一線で動いているのですから、あなたの一部一部というのは、そんなことをあなたとやる必要はないけれども、認識を少し変えてもらいたい。これはあなたの私見ならそれ以上言いません、あなたの私見ですから。

それから時間があまりませんから、次に運政審の答申の問題でちょっとお伺いいたします。

七月の六日、運政審の答申があつたのですが、二つだけ聞きます。一つは、運輸大臣、これは運政審の答申をどういうふうに今後実行する考え方のなか、ますあなたの基本的な考え方を聞いたい、こち思ひます。

○國務大臣(塙川正十郎君) 運政審の過去の経緯を申しまして、四十六年に出来た運政審の答申は、要するに七〇年代に対応する運輸行政全般について、この精神は何かと申しましたら、それぞれの交通機関がその交通機関の特性を發揮しつつ自由に发展させる方がないという、大方概略を申しましたらそういう趣旨でございました。しかし今までのところは、省エネルギーの面あるいは国民経済の面からいつロスが多い。したがって、八〇年代においては、それぞれの交通機関の特性をつかまつたのでは、省エネルギーの面から大きな影響があります。

○目黒今朝次郎君 では、それは要望しておきましたが、まだ政府部内で最終の結論出ておりませんが、これから相談をする課題だと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) まだ政府部内で最終の結論出ておりませんが、河本長官の見解を聞いたい、こう思ひます。

○目黒今朝次郎君 では、それは要望しておきましたが、まだ政府部内で最終の結論出ておりませんが、河本長官の見解を聞いたい、こう思ひます。

ついでに有機的な連携をとり、あるいは量において調整をするという趣旨を踏んまえてこれから交通行政を実施しなさい、こういう趣旨でございまして、私たち八〇年代におきましては、その運輸行政を実施しなさい、これまでの運輸行政を実施しなさい、こういう趣旨でございまして、私はもちろんのこと、道路、産業構造、財政、これら、その交通機関を使うのが一番効率的であるとお伺いします。

○目黒今朝次郎君 経済企画庁にお伺いしますが、これは前回の際には、政府部内に臨時総合交

通問題閣僚協議会というものを設置して、陸海空はもちろんのこと、道路、産業構造、財政、こういうものを全般的にやれというような取り扱いを閣議で行つたんですね。いまの運輸大臣の答弁はそれが運輸大臣の答弁は、これまでの運輸行政を実施しなさい、これは単に運輸省の問題なりにわかります。これは政府全体のものとしていくのか、四十六年と同じ取り扱いをしてもらいたいと思うのですが、河本長官の見解を聞いたい、こう思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) まだ政府部内で最終の結論出ておりませんが、これから相談をする課題だと思います。

○目黒今朝次郎君 では、それは要望しておきましたが、まだ政府部内で最終の結論出ておりませんが、河本長官の見解を聞いたい、こう思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) まだ政府部内で最終の結論出ておりませんが、河本長官の見解を聞いたい、こう思ひます。

○目黒今朝次郎君 では、それは要望しておきましたが、まだ政府部内で最終の結論出ておりませんが、河本長官の見解を聞いたい、こう思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) まだ政府部内で最終の結論出ておりませんが、河本長官の見解を聞いたい、こう思ひます。

○目黒今朝次郎君 では、それは要望しておきましたが、まだ政府部内で最終の結論出ておりませんが、河本長官の見解を聞いたい、こう思ひます。

輸委員会における沖縄の問題で、自民党的な尾原先生が、いわゆる沖縄のハイ・タクの問題、軽自動車の問題について質問して、それで政府側、警察とそれから自動車局長かな、あの日答弁したね。いわゆる從来の白タク、白トラック、これの代行運転に当たる類似行為、これは認めるわけにいかぬ、規制していきますという御答弁をあなたにかわってしたわけですよ。その点からいくと、このマイカーの問題だけは、われわれが中心になつた、いつですか、七八年の自民党も含めた中央交通政策の六党共同提案にも抵触する部分があると思うのです。ですから、これについては再考慮をしてもらいたい、できれば答申の中身から外してもらいたい、こう思うのですが、御見解を聞きたい。

○國務大臣(塩川正十郎君) 今回の運政審の答申

の中に、自家用自動車による交通を見直せということはあることは事実でございます。しかし、誤解があつては困りますと思ひますのは、そのことが直ちに自家用自動車を公共交通機関として認められ、そういう趣旨ではないといふことでございます。答申の中にござりますのは、全交通量を見た場合に、自家用自動車の占める部分が大きくなつてきました。であるとするならば、自家用自動車の運行といふこと、これの交通に占める活動といふのを無視して交通政策は考えられないのではないか。であるから、特定の地域等においては、この自家用自動車といふものの活用をむしろ積極的にやつたらどうだ、こういう趣旨でございます。

でございますから、その趣旨をちょっとまあじとします。塩川正十郎君 まだ運輸委員会で運政審の議論を十分していませんから、誤解の面もあると思いますが、私は仮にマイカーをタクシーの類似行為をやるということになりますと、賠償問題とか現に厳格にやつておるところでございます。でございますから、答申を取り消すということは私は必要ないと思うております。

○目黒今朝次郎君 まだ運輸委員会で運政審の議論を十分していませんから、誤解の面もあると思いますが、私は仮にマイカーをタクシーの類似行為をやるということになりますと、賠償問題とかそういうことを含めて多くの問題があると思うのです。現在の道交法、道路運送法が一体何のためにあるのかということにも返りますから、その点は今後議論します。ただ、いま大臣の言った

ことはそれなりに受けとめておきます。

最後に、自賠責再保険の事務費国庫負担の問題ですね。これは政府の関係では、このほかに農業共済再保険とか漁船再保険とか漁業共済保険とが、こういうふうにいろいろあるわけですが、私はなぜ自賠責再保険だけがねらわれたのかなど、こう疑問を持つてゐるのですが、逆に言えば運用益が、大分金がある。五十五年度で七百十一億ですか、それから五十六年度見込みで約六百三十七億、こういう運用益がある。金がないじゃないのだから貸してくれと、こういう趣旨だと思うのを無視して交通政策は考えられないのではないか。でございました。

ただ、私はこの問題で二つだけ、時間がありますから二つだけ申し上げます。

せんから二つだけ申し上げます。

一つは、このあればいろんな団体に補助金とか助成を出しているんですな。十七団体、もう時間がありませんから名前は言いません。全部資料をもらいました。十七団体がもらっておりまして、これはやっぱり問題じゃないかと私は思ひませんが、私たちもそのような解釈はしておりません。そうではなくして、どうしても公共交通機関で維持のできないような地域、そういう特定なところ、そういうところについては自家用自動車のボランティアというものを考えたらと、こういう考え方でございまして、私たちは自家用車を、再度申しますが、直ちにそのものを公共交通機関と認

めます。そういうことはいたしておりません。でございますから、そういう自家用車であつて、現に公共交通的に使つておる白トラあるいは白タク、とそれから自動車局長かな、あの日答弁したね。いわゆる從来の白タク、白トラック、これの代行運転に当たる類似行為、これは認めるわけにいかぬ、規制していきますという御答弁をあなたにかわってしたわけですよ。その点からいくと、このマイカーの問題だけは、われわれが中心になつた、いつですか、七八年の自民党も含めた中央交通政策の六党共同提案にも抵触する部分があると思うのです。ですから、これについては再考慮をしてもらいたい、できれば答申の中身から外してもらいたい、こう思うのですが、御見解を聞きたい。

○國務大臣(塩川正十郎君) まだ運輸委員会で運政審の議論を十分していませんから、誤解の面もあると思いますが、私は仮にマイカーをタクシーの類似行為をやるということになりますと、賠償問題とか現に厳格にやつておるところでございます。でございますから、答申を取り消すということは私は必要ないと思うております。

○目黒今朝次郎君 まだ運輸委員会で運政審の議論を十分していませんから、誤解の面もあると思いますが、私は仮にマイカーをタクシーの類似行為をやるということになりますと、賠償問題とか現に厳格にやつておるところでございます。でございますから、答申を取り消すということは私は必要ないと思うております。

○目黒今朝次郎君 まだ運輸委員会で運政審の議論を十分していませんから、誤解の面もあると思いますが、私は仮にマイカーをタクシーの類似行為をやるということになりますと、賠償問題とか現に厳格にやつておるところでございます。でございますから、答申を取り消すということは私は必要ないと思うております。

○委員長(玉置和郎君) もう時間です、目黒さん。

私は行革の長官にお願いしますが、関西新空港とか審議会の問題については時間がありませんから申しません。ただ、やっぱり第一次答申の意見を十分加味して、車検問題を含めてやってもらいたい。これは答弁は要りません。要望して終わります。

○委員長(玉置和郎君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時開会

〔行財政改革に関する特別委員長玉置和郎君委員長席に着く〕

○委員長(玉置和郎君) ただいまから連合審査会を開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。中野鉄造君。

○中野鉄造君 私は、まず初めに農政に対する行革の基本方針についてお尋ねいたしますが、わが党は行革を進める点については基本的に賛成であり、また、私その立場からお尋ねいたいと思います。

しかし、ただ農業の特殊性、とりわけ日本農業の持つ特殊性ないしは食糧農業政策の中長期ビジョンを明確にした上で行革についても考慮していくなければ、これは角をためて牛を殺すというような結果になりはしないか、こういうことを懸念するわけでございますので、その点からわが国農業の特殊性と中長期ビジョンをどのように御理解されているのか、まず大臣、そして行管庁にお尋ねいたします。

○國務大臣(龜岡高夫君) 農業は食糧の安定的供給、健全な地域社会の形成、国土自然環境の保全など、国民経済の発展と国民生活の安定のために大きな役割りを果たしておるわけであります。また、農業は生産に相当期間を要すること、天然自然条件に左右されやすいことなどの特殊性を有しております。

今後の農政の展開につきましては、このようなわが農業の特質に十分配慮をいたしながら、その有する役割りが着実に果たされるよう、昨年十月に農政審議会から答申のありました「八〇年

代の農政の基本方向」、さらに昨年の十一月に閣議決定をされました生産と需要の長期見通し、これは六十五年度を目標としてつくられておるわけありますが、この長期見通しを踏まえながら、長期的展望に立って食糧の安定供給と安全保障、生産性の向上、活力ある地域社会としての農村の建設等を基本として推進してまいりたいと考えております。

また一方、行政改革はこれまで現下の重要な課題であることは御指摘のとおりでございますし、政府を挙げてその推進に取り組んでいるところでありますけれども、農林水産省としても農政の着実な推進に配慮しつつ、簡素で効率的な行政の展開に努めていく所存でございます。

特に申し上げておきたいと思いまことは、やはり年に一遍しか資金の回転ができないというような点が日本農業の特色でございますので、時間がかかる、急いで角をためて牛を殺すというようなことにならぬようにしていかにやいかぬ、御指摘のとおりと考えます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 農林大臣と同じであります。私がいま臨調におきましたが、食糧問題といふ面で特に項目を設けまして、そのビジョンも兼ねて検討しておるところでございます。

○中野鉄造君 いま農水大臣から御答弁がありましたが、いま臨調におきましたけれども、他の産業と違つて長期を見通していくということは困難であるというお答えでございましたけれども、私は西暦二〇〇〇年、つまりこれから二十年先の世界の食糧需給というものを均衡に保つためおりまして、加えて、特にわが国の場合は、規模の小さい多数の経営によつてその生産が行われ、生活が行われておるという特質を持つております。

今後の農政の展開につきましては、このようなわが農業の特質に十分配慮をいたしながら、その有する役割りが着実に果たされるよう、昨年十月に農政審議会から答申のありました「八〇年

したように、アメリカの食糧生産が現在の何割増しぐら要求されることになると思っておられるのか。またその時点、すなわち二十年先におけるわが国の食糧輸入量を政府はどの程度見込んでおられるのか。二十年先が無理であるならば、せめて十年先くらいの見通しをひとつお聞かせいただきたいと思うのです。

○政府委員(佐野宏哉君) 昨年、アメリカ政府が発表いたしました「西暦二〇〇〇年の地球」という研究報告がございますが、この報告によりますと、西暦二〇〇〇年で、世界の穀物の需給関係は二十一億ないし二十二億トンということでおおよそ均衡がとれる。ただ、そうは申しましても、発展途上国及び計画経済圏では六千九百万トンないし九千二百万トン程度不足があつて、一方、先進国では六千八百万ないし九千百万トン程度の余剰があつて、それで全体がバランスをとれるということを見通しております。

アメリカの穀物生産についてでございますが、この研究報告の基準年次になっております一九七三年から七五年の平均が二億二千九百万トンでございますが、これが二〇〇〇年には四億二百万トンないし四億一千六百万トン、年平均の伸び率が二・二ないし二・三ということで、ちょうど基準年次の一・八倍見当になりますが、そのような形で、グローバルに見れば需給がバランスをとれるという想定をいたしております。

○中野鉄造君 日本の輸入量は、この調査報告の推定をしております日本の主要輸入量は、二〇〇〇年におきまして四千二百万トンないし四千五百万トンの穀物の輸入量ということを見通しております。

○政府委員(佐野宏哉君) この調査報告の推定をしております日本の主要輸入量は、二〇〇〇年におきまして四千二百万トンないし四千五百万トンの穀物の輸入量ということを見通しております。

○中野鉄造君 いま輸入量四千二百万トンというところをアメリカに依存しているわが国としてはそうした米国の現状と、そしてまた二十年先、あるいは十年先でも、そういうようなものも見比べながら長期ビジョンというものを立てていくべきじやないか、こう思うわけです。

○政府委員(佐野宏哉君) 大豆は除かれておるは

ると現在のわが国の米の生産量の、これは数倍に相当する驚くべき事態をその時点で招くわけですけれども、先ほど申し上げておりますようないながら、アメリカでさえも、先ほど答弁がありましたように、西暦二〇〇〇年ということを想定していろいろな見通しを立てておるわけなんですから、海外依存度の強いわが国としても、いま少しこれは明確な見通しを持つべきじゃないか。そうないと、これは無責任のそりを免れないと思うのですが、農相、いかがでしょう。

○國務大臣(龜岡高夫君) それにつきまして、先ほどお答えいたしましたとおり、農業基本法によります生産と需要の見通しを十一月に閣議決定をして、政策立案の基礎にいたしておる、こういうことでございます。

○中野鉄造君 これはもう早くそうした長期見通しを立てないと、本当に大変なことになるのじゃないかと思います。

現在、アメリカ農業というものが、御承知とは思いますが、今までこそ世界のパンかごと言われるような存在でありますけれども、一面、これは大変な病根を抱いているということも言われております。現在アメリカは、わが国に対して相当な農産物の輸出攻勢に出ているわけですから、アメリカの土地というものが非常に荒廃を続けておる、あるいはエロージョン現象によって砂漠化が進んでいる、そういうようなことも言われておりますし、國土の環境保全の上からも、アメリカのこうした現況は無視できない事態を迎つたるわけでございます。そのようなことから、今後アメリカは環境保全に留意するという立場から食糧生産を規制するといった、こういう抑制策を将来打ち出すのではないかというような見方さえあるわけですから、このことについては楽観論、悲觀論いろいろあります。が、アメリカの食糧供給能力の低下、こういう問題は即わが国を始め世界の食糧事情にも余りにも大きな影響をもたらすだけに、このことについては農水大臣は

どういう予測を立ておられますか。

○國務大臣(龜岡高夫君) 御指摘のとおり「西暦二〇〇〇年の地球」の中において、アメリカは米穀の生産環境の悪化の例として、土壤浸食による表土層の流失という問題を取り上げております。これはもう畑作の宿命とも言えべき問題でござります。次いで土壤の塩類集積し酸化をしてしまっていること、さらには土壤の团粒構造の消失、きちんかんになつて固まつてしまつという問題等が実は報告されておるわけであります。しかし現在までのところ、こうした生産環境の悪化による生産への直接の悪影響が表面化しておると、いふようなこととの報告は、いまだ一度もなされておらないわけでありまして、この問題につきましては長期的な視野に立つて判断をしていく必要がある、こう考えております。したがいまして、現段階で直ちに結論を出していくといふことはできない問題である、こう考えておりますが、さらに、これの防止対策もアメリカとしては十分考えておるところでありますので、この点についても今後の長期的な展開を見守るということが大事であると考えております。

長期的に観望いたしまして、世界の穀物生産に悪影響を及ぼすことのないよう研究を続けてまいりることは、これはもう何もアメリカだけじゃなく、日本においてもある問題でありますから、大体であると考えております。日本においては、この前も申し上げましたが、水田耕作体系といふものは、そういう意味において表土の流失も防止できますし、しかも表土の团粒構造の消失なんといふ問題もない、こうしたことでもありますので、この水田による穀物生産の体系といふものをやはり大事にしていかなければならぬのではないかとさえ考えております。

○中野鉄造君 いまお話をあつたように、アメリカではかなりこのエロージョン現象といふものが進んでいるようですが、これは自然現象の中の一つとも言えなくもないような大変な事態で

して、いろいろ防止策をアメリカとしても考えておられるとはいったものの、なかなかこれは前途は多岐であります。次いで土壤の塩類集積し酸化をしてしまつて、わが国としては、いまおっしゃつたように、確かに水田の持つその効用といふものは、はかり知れないものがありますけれども、この水田の効用が往々にして非常に見落とされがちであります。それはそれといたしまして、先月の十月一日、第一臨調に対して農水省はヒヤリングを行つておられますけれども、こうした世界の食糧状況、そして、いまわが国の置かれている日本農業の立場をどのように説明されたのか、簡単にひとつ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(角道謙一君) 現在、日本農業の将来につきましては、私ども、穀物需給あるいは全体につきましては、私ども、穀物需給あるいは全体の構造としてすでに公表はいたしておりますけれども、その中におきまして農業経営をどうするか、あるいは経営人数はどうなるかということにつきましては、地域地域によつて非常に作目その他が違いますので、現在、農政審議会等におきまして専門委員会で検討いたしているところでござりますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(龜岡高夫君) 非常にむずかしい問題であります。実はそういう点につきましては、十年の長期見通しを何回か立てたわけでありますけれども、それすらなかなか思うとおりに実施が進まないというようなことで、この十年の長期見通しも十年間びたりと実行した例がないわけでございまして、六年か七年、あるいは五年くらいでさらに改定をするというような例を繰り返してきておるわけであります。

したがいまして、それだけにむずかしい問題であるということと、やはりこれはもう永遠の問題でもありますので、本当に遠い展望に立つた大きな道筋といふものをきちんと確立をしておくといふことも大変大事なわけでありますけれども、それを、それじやだれが責任を持つて確立をしていくかということになりますと、法律による十年の長期見通しさえもなかなか容易にできないという事態から判断いたしまして、非常にこれはむずかしい問題である。しかし、ほつてはおけないといふことで農政審議会等にお願いをして、安全保

障、食糧安保守の問題、さらには国家が異常のときの事態はどういう事態が想定されるのかといふことで農政審議会等にお願いをして、安全保

は農林水産省だけの判断でもそのことは容易なことではございませんために、いまのところ検討をいたしておる最中である、こういうことでござります。

○中野鉄造君 古来より、農は国の基なりといふことが言われておりますように、これはもう本当に農業といふものは、これは国の根幹をなすものであると私は認識いたしております。いま大臣がページ目には「我が國への食料供給に支障を及ぼす事態の想定」として四つの想定が紹介されておりますけれども、この中でもこの問題を浮き彫りにすることなく、ただ港湾ストとか、そういうふうな非常に短絡的な事例を挙げてあるにすぎないわけですけれども、まあ危機感を抱えるというようなことはいかがかと思ひますけれども、もつと現実性のある、いまから十年先、二十年先に必ず起こつてくるであろうことを、もつと端的に説明する必要があつたのじやないかと思ひます。

○國務大臣(龜岡高夫君) 非常にむずかしい問題であります。できる限り早い時期に、将来展望を具體的な姿で經營類型といふかつこうで公表いたしたい、そういうふうに考へておる次第でございます。

○中野鉄造君 いまお聞きのように、もうきわめて、ただ単にその皮相的なことだけしか御説明になつてないような気がいたします。

この第二臨調に対するヒヤリングを行つた際、この農政の課題と展開方向」というこのB4判の七十一ページに於て、これだけの資料を見ましても、この中身において多少なりとも先ほどから申し上げておりますような具体的な事例を指摘して、農政の課題と展開方向といふことについて該当すると思われるような表現は、ほんのこの資料の五ページの中に「既耕地のかい廃の進展と開発可能地の減少」という、ただこれだけの語句で説明されていません。ちなみに、このことについて該当する

これが農林水産省だけの判断でもそのことは容易なことではございませんために、いまのところ検討をいたしておる最中である、こういうことでござります。

○中野鉄造君 古来より、農は国の基なりといふことが言われておりますように、これはもう本当に農業といふものは、これは国の根幹をなすものであると私は認識いたしております。いま大臣が時間が都合もありますので、次に補助金についてお尋ねいたしますが、この補助金問題については、もういままで数名の方々から再々質問が出されていますけれども、私は少し違つた点からお尋ねしたいと思います。

この補助事業についての私の基本的な考え方としては、もういままで数名の方々から再々質問が出されていますけれども、私は少し違つた点からお尋ねしたいと思います。

この補助事業についての私の基本的な考え方としては、基盤整備など農業の最も基礎的条件整備のために、これは思い切った財政分配を行なうべきじゃないか、こう思います。他の補助事業は、これはまあ内容によっては可能な限り整備することはやむを得ないだろう。できれば交付金や超長期、超低利の融資に切りかえていく。それでもなお必要な公共性の強い補助事業については、統合メニュー化を図つたり、地域の特性に合わせた施策が講ぜられるようすべきじゃないか、こう思ひます。

しかし、こうした基本的な考え方方はさておきまして、結論から言えば、この補助事業を実施する場合に、今日の補助事業を見てみますと、非常に地元の農民の方々の意思といふものが反映されていることがあります。そのとおりでございまして、ですから、その補助事業の計画策定と施行の際に受益者の意見を十分反映させてやるべきじゃないか。また、場合によつてはこの計画策定と施行に受益者も直接参



触れてみたい、こう思います。

まず、農水省にお伺いいたしますが、現在、農

林水産省所管の公益法人は、社団法人及び財團法

人別々にそれぞれ幾つございますか。

○政府委員(角道謙一君) お答え申し上げます。

昭和五十六年一月一日現在におきまして、農林

水産省所管の社団法人は二百九十八法人、財團法

人は百六十一法人、合計いたしまして四百五十九

法人でございます。

○中野鉄造君 その中で、いまお答えがありまし

た五十六年度においては、補助金とかあるいは委

託費とか交付金といった形で、農水省の予算は幾

つの法人に対してもどの程度交付されたか、わかり

ますか。

○政府委員(角道謙一君) 補助金を受けることに

なっております法人、これは五十六年度でござい

ますが、六十五法人、補助金等の額は三百二十

億円でございます。また、委託費を受けることに

なっております法人の数は四十八法人、その総額

は十九億円でございます。

ただ、この補助金六十五、委託費四十八と申し

上げましたが、の中には両方受ける法人もござ

りますので、ダブておりますのが十八法人ござ

いまして、これを除きますと、実数いたしまし

ては九十五法人でございます。

○中野鉄造君 次に、この公益法人の役員の数に

ついてお尋ねいたしますけれども、社団法人は原

則が会員制といったたてますもございますので、

役員の数が多くなりがちであるということは、こ

れはわかります。だからといって、これも必要以

上に多いのは問題ではないかと思いますが、同時に

この点については縮小のために努力も払うべき点もあるかと思います。したがって私は、こ

こではとりあえず社団法人ではなくて財團法人の場合にしほってお尋ねいたしますが、五十六年度において、いまお答えがありました財團法人の数は四百五十九法人でござります。三段階に分けて、できればお願ひします。

○政府委員(角道謙一君) お答えを申し上げます。

五十六年度におきまして、補助金または委託費を受けることになつております財團法人は三十五法人でございます。

いま御質問のございました役員数に応じました財團法人の数は、役員が十名以上十五名未満が十法人、役員が十五名以上二十名未満が十法人、役員が二十名以上が十法人でございます。これら

の法人につきましては、基本財産の出捐者が多数になりますが、よくわざされ、批判される向きもあり

ますけれども、その真偽はともかくとして、農林水産省を退職して公益法人へ役員として就任して

いる実態といふものはどうなっておりますか。

○政府委員(角道謙一君) たゞいまお尋ねのございました、農林水産省を退職いたしまして直接公益法人の役員に就職した者は、五十五年十月一日現在で二百九十九名でございます。公益法人の役員の総数は八千九百五十名、うち二百九十九名が直接公益法人に農林水産省から就職した者でござります。

○中野鉄造君 たゞいまお答えのあった役員の数といふのは、農水省をやめてそのまま公

益法人の役員として就任した、そういう数だけであつて、農水省をやめて、そして一たん別の民間

られる、そういう方の数は入っておりませんね。

○政府委員(角道謙一君) お尋ねのとおり、その

実態について私はとても詳細に把握をしておりませ

んで、たゞいまの数には含まれておりません。

○中野鉄造君 いま把握していないとおっしゃい

ましたけれども、退職後公益法人以外の会社に一

たん就職をして、その後公益法人に役員として就

任されている数まで合計いたしますと、これは膨

大なるはずだと私は思います。現在財團法

人の中の役員数だけで二千二百七十九人、私の調

査ではいるわけですから、いま言つたようなことを合わせると、この農水省出身の人たち、これは

かなりその中にいらっしゃるはずなんですね。その

数については、実はこの質問通告の段階で聞いて

みましたけれども、先ほど御答弁がありましたよ

うに早急には数を掌握できかねるということであ

りましたので、あえて私はここではお聞きしませ

んけれども、率直に言つて、役員の数がちょっと

多過ぎはしないか、こういう感じがいたします。

役員がそれほど多く果たして必要なのか、こうい

った点を十分チェックしないまま国の補助金等

を安易に交付するということは、これはいささか

問題じゃないかと私は思いますし、農水省として

は役員数の縮減について、これまでどういう取り

組みをしてきたか。

私は、ここに古い書類がありますけれども、昭和

四十七年五月二十三日付の農林事務次官による、

農林大臣の所管に属する公益法人の取扱方針につ

いてといふ通達において、こういうことが書かれ

ております。公益法人の理事の数は当該法人の実

態から見て多過ぎないことといふような内容が盛

り込まれているわけです。いろいろな実態を見ま

しても、役員の数が五十人近いのに職員の数は二

人だとか、あるいは三十人ぐらいの役員に対して

職員は一人だとか二人だとか、そういうところが

もう数多くあるわけなんですね。そういうことか

ら見ても、常識的に言つて、この理事の数は当該

法人の実態から見て多過ぎないことといふこの内

容とはちよと違つてくると思いますし、この通達がてきてから今日まで、かれこれかなりの年数がたつておられます。しかし、先ほどもお答えがあつておりますように、現在の役員数はほとんど変わっていない。ということは、大臣はこの現況を何かお持ちであれば、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

○國務大臣(龜岡高夫君) こういう機会でもありますので、さらに厳密に検討を加えていきたいと

○中野鉄造君 次に、役員とは別に、現在農林水産省が掌握されており、先ほどから言われております公益法人の中での休眠法人、これは社団法人、財團法人も含めてどのくらいございますか。

○政府委員(角道謙一君) ただいまお尋ねの休眠法人でございますが、休眠法人につきましては明確な定義はございませんけれども、民法で定められております公益法人の設立許可の取り消し事由がございまして、それには、正当な事由がなく引き続き三年以上事業を行わないもの、こういうものについては監督官庁が法人の設立の許可の取り消しをすることになつております。これを一応の基準として見ますと、五十六年十一月一日現在で六法人、社団が四つ、財團が二つ、六法人でございます。

○中野鉄造君 いま民法でとおっしゃったのは、

民法七十二条の中にあるところの、「正当」事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザルトキ」主務官庁ハ其許可ヲ取消スコトヲ得」という、これをおっしゃったのだろうと思ひますが、そうしますと、四百五十九の公益法人の中で、常勤職員がゼロのところ、あるいは一名しかいないところ、これは幾つござりますか。

○政府委員(角道謙一君) ただいまお尋ねの、常勤職員のいない公益法人の数は、昭和五十五年十一月一日現在で二十九法人、常勤職員数が一名である公益法人の数は五十一法人でございます。これらの多くは他の団体と兼務の職員、あるいは一部財政基盤が脆弱なために専任の者を置いていないというようなものもあると考えております。

○中野鉄造君 先ほどおっしゃったように、民法七十二条の解釈はいろいろあらうかと思いますけれども、いすれにいたしましても、私の手元にあります名簿でもって抽出的に電話をいたしましても、全く電話は通じない。職員数は一人だと二人だとかになつていて、あるいは電話をしますけれども、通じない。たまたまお留守だったかどうかがわかりませんけれども、そういうところが七、

八件ございます。全部かけているわけじゃございませんので。しかし、いずれにいたしましても、先ほどから申し上げておりますように、大臣が認可をした法人に間違はないわけですので、確かにこれはかなりあるなど、休眠的な法人が農水省からの、職員がない、あるいは一名しかいない、こういったようなことを聞きまして、確かにこれはかなりあるなど、休眠的な法人が。

それで大臣、事実上、私はこういうのはもう休眠法人と判断していいのではないかと考えますけれども、私がこうしつこく言うのは、これはいず

れも補助金を受けやすい資格を保持しているわけ

でして、補助金交付団体としてのいわば予備軍的

性格を有しているところだ、こう思うわけです。

したがつて、こういう点についてはもつと厳密に

していいべきじゃないでしょうか。

○國務大臣(黒岡高夫君) 先ほどもお答えいたしましたように、厳密に調査をいたしまして、御趣

旨に沿つていただきたいなどという感じを持っております。

○政府委員(森寅孝郎君) お答え申し上げます。

関係者の理解と合意の上に立つて事業化は私どもも進めていかなければならぬと思っております。

いろいろな面がございますが、一つは、漁業

関係者の反対の動向でございますが、湾内漁協に

ついては、十月までの時点で全体として同意がとられておりまして、現在、島原半島についての窓口を一本化しての話し合いが進められるという段階に来ております。

さらに、いま御指摘がございました佐賀県等有

最近の状況を申し上げますと、昭和五十四年に五十五年には五法人、五十六年に五法人、これを解散させたわけでございますが、五十六年に五法人ほど申し上げたように、現在六法人。しかし私は十六も休眠法人があつたわけでございますが、五十五年には五法人、五十六年に五法人、これを解散させたわけであります。したがいまして、先ほど申し上げたように、現在六法人。しかし私はこの状況を聞きまして、これはこのままにはほうつておけない、御指摘のような考え方でございましょうし、やはり行政はいつもきちんと緊張して仕事をしなければならない立場から見ます。しかし、このような状態は望ましいことではございませんので、法に定められたきつとした仕事をしたものののみその権限を与えていく、こう考えていたものにのみその権限を与えていく、こう考えていたので、次の質問に移ります。

○中野鉄造君 では、もう時間も迫つてしまいまして、次回の質問に移ります。

○中野鉄造君 地元の反対者の意見もざることながら、そうした沿岸漁民として直接この事業に関係のない福岡、佐賀、長崎の県民の間にも、財政

再建を目指しているいまの時期にどうしてこういふ多額の経費を要する開発事業をやらなくちゃいけないかといったような、そういう素朴な疑問も

確かにあるわけなんですか、それはさてお

くといたしまして、いま御答弁がありましたよう

に御述していろいろな非公式な御提案もあるといいます。

○政府委員(森寅孝郎君) かなり微妙な段階に来ていますのは、先ほど申し上げました計画縮小案

といふものをどうやって関係県が評価してくださ

れはどうするというような決め手がないようなお

お、必要な環境保全等の問題については各種の調査や手続を進めておりますが、十分慎重に進めてまいりたいと思います。

○中野鉄造君 地元の反対者の意見もざることな

がら、そうした沿岸漁民として直接この事業に関係のない福岡、佐賀、長崎の県民の間にも、財政

再建を目指しているいまの時期にどうしてこういふ多額の経費を要する開発事業をやらなくちゃいけないかといったような、そういう素朴な疑問も確かにありますけれども、この長崎県南部総合開発事業についてはこの数十年來の長い懸案事項でございまして、これが地元で紛糾をいまだに続けておる状態であることは御承知のとおりでございます。したがつて、こういう地元の人たちの中には非常に反対が多い。これは長崎県内の事業であるとはいながら、その影響は佐賀、熊本、福岡の沿岸漁業に及ぶわけございまして、それだけに非常な反対が多いわけですね。こういう事態を踏まえて、いやだ、もう同じテーブルに着くのはいやだと言つて、いろいろな反対意見が多いわけなんですが、今後どういうような進め方をなさろうとしているのか、簡単にひとつお聞かせいただきたいと思いま

す。

○政府委員(森寅孝郎君) お答え申し上げます。

関係者の理解と合意の上に立つて事業化は私どもも進めていかなければならぬと思っております。

いろいろな面がございますが、一つは、漁業

関係者の反対の動向でございますが、湾内漁協においては、十月までの時点で全体として同意がとられました。私は、十

月までの時点で全体として同意がとられました。私は、十

月までの時点で全体として同意がとられました。私は、十



が、現地を全くまだ存じ上げておりませんので、どのような計画をお立てするのが具体的によろしいかということについて案を持ち合わせております。

○**政府委員(豊藏一君)** お答えいたします。せんが、政府委員の方から答弁させましょか。

ただいま御指摘の未利用地の量、あるいはその地区の状況等、私も詳細には承知いたしております。

○**答脱タケ子君** そういう立場がらこの画面を見て、どう思うかということを聞いていますのですよ。何を言つてゐるんですか、答弁になつてないじやないの、そんなの。まあ時間が限られているから、建設省は答弁になつてないことしか言わぬということをはつきりしておきましょう。

これは、これから予定の施設をたくさんつくる会事の目的があるのかといふと、この浪速区といふところでは、すでにつくつてある施設がどれだけあるかということをちょっと言いますと、解放会館が一つ、保育所が六つ、それから老人施設が三つ、共同浴場が六つ、共同作業所が四つ、小中学校が五つ、住宅が三百九十九戸、それから病院が一つ、青少年教育施設が一つ、それから販売施設が一つ。これは余り余つてきて三年前に私、決算委員会で御指摘申し上げたのだけれども、浪速第六保育所というのはつぶしている。ですから、もうこれ以上つくる施設は大体必要ないといふ段階にきているわけでございます。

しかも、いま見せたような虫食いのいわゆる遊休地といふのは、利用のしようがないわけですよ、実際。この利用のしようがないというのは、私たち素人が言つてゐるだけではなくて、大阪市の幹部も、これは大阪市議会の公式の席上でこう言つてゐる、活用の余地が見つからないと言つてゐる。これは昭和五十三年の三月二十日の財政総務委員会で言つてゐるわけです。しかも、こういふ用地の購入といふのは、大阪市土地開発公社が

資金を出して買つてゐるわけです。私、おかしいなあと思ったのは、開発公社に当然、これは法律で定められているのだから、財産目録もなければいかぬでしょう。ところが、どこを買つてゐるのかわからへんで金だけ出しているから、財産目録はないと言うのです。えらいことですよ。

それで自治大臣、この開発公社、これは自治大臣の所管になるらしいですね。この法律は建設省と自治省の共管なんだけれども、開発公社に対する監督権を持つてゐるのは自治省らしいけれども、自治省はこの実態をつかんでいますか。

○**答脱タケ子君** つかんでないと言つておるんや。さつきあなたわざざ出てきて、毎年ヒヤリングをしておりますと、どうぞお聞きください。おるんや。

○**政府委員(小林悦夫君)** 先ほど申し上げましたように、全体としての事業計画、実績等は調査しておりますが、そういう個々の細かい点までは調査をいたしておりません。

○**答脱タケ子君** つかんでないわけだ。

それで自治大臣、開発公社は共管だけど、あなたになつてあるらしいから自治大臣、こんな使い方で起つたと思ひます。どうして起つておられると思いますか。これは建設大臣に聞いてもいいんだよね。都市計画があんじょういくるよう、先行取得はやらにやいかぬと言つて指導しているんでしょ。あなたのところは昭和四十九年から毎年毎年通達を出しているが、自治省と建設省並べて。だから、そんなふうになつてないのだけど、ちゃんと指導してはいるはずでしょ。さつぱり聞かれてないでこんなことになつてゐるのは、なぜなつてゐると思われますか。簡潔にちょっとと感想だけでもいい、わからなかつたらわからぬでもよろしい。

○**國務大臣(安孫子藤吉君)** わかりません。

すがない。実態はこういうことなんです。これで、私推測や何かで言うとややこしいので、事実で申し上げるので具体的なことを申し上げます。

そこで大阪市が同和対策用地として取得した用地第二課の担当者と、その仲介に入った不動産業者両方が証言をしておるのであります。これを要約しますと、読んでもいいのだけれど時間がないから要約しますと、こうしたことなんです。同和用地取得をするときは、大阪市と部落解放同盟があらかじめ具体的な計画を相談し、買収に当たつては部落解放同盟の地区的幹部である支部の三役がまず交渉して、それから部落解放同盟の息のかかつた不動産会社が乗り込む、こういうパターンになつてゐるでありますと言つておるわけです、両方

合わすと、こうしたことなんです。したがつて、平たく言うと、計画は部落解放同盟がおやりになつて、大阪市は言わるとおりに買収しているからこういう無計画なことになつてゐるんですよ。

それで、こういう無計画な土地が、先ほど私が大阪市の資料で申し上げた先行取得をした土地の十八万六千平米、三百七十一億九千万円といふ土地が遊休土地として放置されているのです。これは、建設大臣に聞いてもいいんだよね。都市計画があんじょういくるよう、先行取得はやらにやいかぬと言つて指導しているんでしょ。あなたのところは昭和四十九年から毎年毎年通達を出しているが、しかも利用の価値もない。開発公社は銀行融資の金を運用して買つてゐるから、利息を何ぼ払うてゐるんやといつてこつちで聞いたら、銀行利息でござりますと言つておるが、なぜなつてゐると思ひます。利息がいままで何ばかりかと言つてもちやんと言わないから、三百七十一億を单年度で八・五%内外の利息を掛けても、単純計算で一年間に三十二億円の利息になるんです。このまま手をつけずにほうつておいて、十年たつてみなさい。

金が天から降つてくるというのなら文句はない。これが払うんです。いずれにしたつて市民、国民の負担にかかるわけですから、こういうも

的是できるだけ早く断ち切つていかなきゃならないですよ、実際。一日おくれれば利息がどんどんとだんだんたまつていくわけだから。

そういう点で自治大臣にお伺いをしたいのですが、ここに大阪市が同和対策用地として取得した土地の補償金の配分をめぐりまして、裁判が起つて、大阪市の同和対策用地として取得した会で申し上げるので具体的なことを申し上げます。

この業務の範囲を逸脱していると思うのです。それから四十九年から八年にわたつて建設省と自治省がそろつて毎年毎年通達を出しても、何にも聞いてもらえてない、全くコケにされておる、そういう状態であります。だから、自治大臣は監督権をお持ちになつておられるのだから、どう対処するかと申しますと、十七条には業務の範囲も定めています。

○**國務大臣(安孫子藤吉君)** 第一義的には、指導の強化によつて問題を解決していきたいと思っております。万やむを得ざる場合には、法律に基づく立入検査ということもあり得ますけれども、できるだけ指導でいきたいと思っております。

○**答脱タケ子君** そんなのんびりしたことを言うたら困る。実態はつかんでない、毎年毎年、八年間にわたつて通達を出しているけれども聞いても

らつてない、毎年ヒヤリングをしておりますけれども、そんなことは知らない。そうしたらあと残るのは、もうそれはあなた、せつかくある権限なんだから、これは立入検査をすることしかないので、立入検査をしておられます。立入検査をすることが多いです。立入検査をすることが多いです。

○**國務大臣(安孫子藤吉君)** 第一義的には大阪市の問題でありますけれども、大阪市を通じましてさらに十分なる調査をいたし、そしてまた指導も

いたし、それでどうしても万やむを得ざる場合におきましては立入検査をする、そういう順序を踏みたいと思つております。

○音脱タケ子君 それで、これだけたくさん遊休地があるから事業が残つてゐるかというと、そうでもないんですね。さつき私浪速区の話を申し上げましたが、たとえば住宅でも、七千九百七十七戸同和向けの市営住宅、改良住宅を建てていますけれども、そのうち、ことしの八月末でどれだけ九百前後あつていているということになつてるのであります。家賃が大体大阪市の場合なんか三DKでも百八十五戸あつていて、百戸どないなわけか違うのですけれども、大体この数字を見ると八百から九百前後あつていているということになつてるのであります。家賃が安いし、いわゆる自分の住んでゐる近くに建つてゐるし、りつばな家だし、これがあつていています。

保育所はどうかというたら、これは厚生大臣にゆきり聞こうと思つたけれども、時間がないので申しわけありませんが、簡単に言ひますと、同

和対策の関係の保育所は二十九カ所ある。定数が三千三百四十人分つくつてあるのですが、どんなことになつてゐるかといふと、これは大分余つて

いる。たとえば浅香保育所と、そこは百人の定数で入つてるのは十九人、御崎保育所といふところは百二十人の定数で入つてるのは三十三人、浅香東保育所は百八十人の定数で五十六人、日之出第二保育所は百八十人のうち入つてゐるのは五十五人、こういう状態でござります。だから、足らぬということはない、これから建てなきやならぬということはないいらしくて、加島第二保育所といふのは五十五年には閉鎖をしてゐる。隣にある加島第一保育所は入所率が四〇%、こういう状況ですから、これはまあ余つて、足らぬことはない。一般の市民の方は足らぬのですよ。ことしでも一千七百十一人が待機しているわけですかね。だから、決して同和対策事業は足らぬこと

はないわけでございます。

そこで、時間がありませんので、行管庁長官にお伺いしたいのは、いま申し上げたように、大変お伺いするというのが行革の本旨ではないかと思ふわけでございまして、國民はそういうことを期待していると思うわけでございますけれども、長官の御見解を伺いたい。

○音脱タケ子君 それじゃ、まだをなくしていくようやつてもらいましょう。それで、これはもう時間がないので最後になりますが、総理府長官にお伺いをしたのですけれども、同和対策事業の同特法の再延長をめぐつて、いま動きが激しくございますね。その中でわが党は、十三年間にわたる少なくとも同和対策事業を総括をして、そうして国民合意・住民合意のできるよう、残つた事業を早期に仕上げていけるような、いわゆる时限立法のようなものをつけていくべきであるという方針を私の方の党も出しておりますけれども、そういう立場で再延長については対処していただけるのかどうか、御見解を伺つておきたいと思います。

○国務大臣(中山太郎君) 先生お尋ねの、昭和五

十六年度以降の同和対策特別措置法期限切れ後の扱いにつきましては、先般、同和対策協議会の中間答申を受けました。その中には、従来の同和対策事業の中に一部行き過ぎの問題あるいは窓口

十八日に関係閣僚が集まりまして協議の結果、明

年期限切れ以降、五十七年度以降につきましては、一定期間同和対策事業を有効かつ適正に行つていくという方針を決定いたしましたが、法制化

の問題につきましては、同和対策協議会の中間答

申にはまだ触れられておりませんので、今後この答申が法制について触れて出てまいろうと考えておりますが、その経過を慎重に見ている、その答申を待つておるという状態でございます。

○音脱タケ子君 最後になりますが、いま長官がおつしゃつたように、慎重にやつていついただ

けるということございますけれども、私が御指

摘申し上げたように、関係省庁に対しても総括的な調査点検というのが必要ではないか。さつきも私

が御指摘申し上げたら、自治省は知りませんと言

うて、事態を知らないということを正直におつし

ておられますので、ぜひ総括的な調査点検を

あわせてお願ひをしたいということを申し上げて、私終わりたいと思います。

○委員長代理(鷲崎均君) 田渕哲也君。

○田渕哲也君 まず、農林水産大臣にお伺いをし

たいと思います。

農林水産省は、補助金の件数においては各省庁

の中で最も多い。また金額についても、社会保障

や教育と並んで大き額を占めておるわ

けであります。また最近、第二臨調の方針とし

て、特に農水省関係の特殊法人の思い切った整理

が必要だということも言われております。さらに

は、わが国の農業政策をめぐる論議というものも

非常に活発化しつつある。こういう観点から考え

まして、農林水産省というのは、行政改革を進め

る中でのきわめて重要なポイントになつておる

といふような気がするわけであります。したがつ

て、農林水産大臣の行政改革に対する基本的な考

え方なり姿勢といふものをお伺いをしたいと

思います。

○国務大臣(龜岡高夫君) 合理的な効率的な行政

の執行と、うところに目標を置いて、チープな体

制をつくつていこう、しかも行政サービスの質を

できるだけ落とさぬようにしていくべきである。

という意見が出ておりますけれども、食糧省とし

うようなものにしたらどうか、食糧はつくる側と

から、生産者サイドに立つて農政をやるというの

もきわめて重要だと思ひますけれども、もう一方

で重要なことは、やはり消費者のサイドというこ

とを考えなくてはならない。したがつて、現在財

界とか労働組合とかあるいは国民の間にも一部そ

ういう意見が出でておりますけれども、食糧省とし

うそれを食べる側と両方あるわけですから、

生産者サイドと消費者サイドのバランスのとれた



○説明員(関英二君) お答えいたします。

統計組織の合理化につきましては、業務の合理化、効率化に努めつつ、これまでかなり大幅な出張所の整理統合、これは最高時の五分の一になつております。定員の縮減、これも最高時の二分の一以下になつております。このような努力をしてまいりました。定員の縮減、これが最も最高時の二分の一以下になつております。このような努力をしてまいりました。また昨年末の閣議決定におきましては、さらに出張所の統合、定員の削減を行うことが決定されておりまして、今後も閣議決定に即してその合理化に努力をしてまいりたいと思っております。

○田淵哲也君 それから行政管理庁も改善を指摘しておりますけれども、改良普及員あるいは生活改良普及員というのがあります。特にこれはもうすでに定型化しておるし、それから地域の自主性ということも考えて、これは補助金によるのではなくて、地方自治体の一般財源によってこういうものを設けるというようなことも指摘されておりますけれども、こういうものの改善策についてどう考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(小島和義君) 農業の改良普及事業は、時代の変遷がござりますけれども、農産物の価格安定とか基盤整備、そういうものと並ぶ農政の大変重要な手段であるというふうに考えております。現在の協同農業普及事業という姿は、国と県とが費用を分担し合いまして全国的にいわば統一性のある普及事業を進める。こういう仕組みでございまして、いま直ちに財源問題といふかたごうでこの制度を改変するということについては適当ではないのではないか、かように考えております。

○田淵哲也君 それから、今回の行政改革の中で、比較的中央部局の整理とか統廃合といふものが進められる気配がないようと思うわけです。韓国などでは、思い切った中央部局の整理統廃合を

やつておるわけです。もちろん韓國の大統領は権限が非常に強力ですから、わが国と同じには、一

律には扱えませんけれども、私は中央部局の統廃合ももっと積極的に進めるべきではないか、このように考えますけれども、農林水産省としてこういう点について考えられているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○國務大臣(鶴岡高夫君) このような問題につきましては、農林水産省としてはいまのところ現状のままということでございます。第一臨調で国家機構の問題が審査されておるということも聞いております。どういう答申が出てまいりますか、百

年かかるでござつた日本の農林水産行政を指導するための機構ということになって、統計にいたしましても食糧事務所にいたしましても、御承

知のように二万数千人の減員も行い、機構も縮小をいたしまして、そして時代に相応する体制をつくり上げてきておることは田淵委員も御承知のこと

は、私としては臨調の答申前に申し上げることはどうかという感じも持っておりますので、失礼をさせていただきたいと思います。

○田淵哲也君 これは具体的な一例にすぎませんけれども、たとえば蚕糸関係ですね、繭糸課それから蚕業課、蚕糸改良課、この三つ課があるわけ

です。蚕糸というのは、残念ながらだんだんわが国の養蚕は縮小してまいりまして、現在では養蚕に従事する農家も約十戸。非常に規模が小さくなつてきておるわけです。それにかかわらず、この三つの課が要るのかどうか。たとえば、通産省で言えば自動車産業でも自動車課一つなんですね。これは百数十万人の従事する産業でも一つの課でやつておる。こういう点について、やはり時代の傾向に即して改善していくことが不可欠だと思います。

○田淵哲也君 一つの考え方として十分御趣旨をお聞きしておきたい、やはりある程度考へなければならない時代に来ておるのかもしだい

ませんので、その辺検討させていただきます。

○田淵哲也君 それから特殊法人について若干お伺いしたいと思いますけれども、最近は特殊法人の役員、幹部にも民間の活力をもつと導入しようと

いうような意見も強まっております。農林水産省所管の特殊法人につきましては、特に生産者、それから流通業者、消費者等の幅広いニーズにこたえていくことが必要だと思います。政労協で発行しております天下り白書では、農林水産関係の特殊法人は民間人の起用がゼロというデータが出ております、実際には若干あるのだということも伺っておりますけれども。

私は特に、蚕糸砂糖類事業団というのがありますけれども、これにはやはり綿業者、織物業者ですね、それからあるいは精糖業関係、こういう関係者を役員に加えることが必要ではないかと思いまますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小島和義君) お答え申し上げます。蚕糸砂糖類輸入安定事業団は、従前の日本桑糸事業団と糖価安定事業団が統合いたしたわけでございますが、以前におきまして、常勤、非常勤合

わせまして十七名の役員を擁しておりますが、統合後におきまして、これを十二名ということに減らしております。その十二名の中におきまして、養蚕関係、製糸関係、農業団体、それから砂糖輸入業の関係、合計で五人の民間人を役員として任命をいたしております。ただ、蚕糸、砂糖、繭糸もその関係業界は非常に多岐にわたつておられますけれども、その関係業界は、事業団の運営審議会といふ組織がございます。その中にかかるべき人を任命いたしまして、関係方面の意見が事業団運営に十分反映されるようにいたしました

現在、この農業基盤整備事業、特に第二次土地改良長期計画を見ますと、五十五年度までの進捗率が計画からかなりおくれております。六九・五%，実質ベースで三八・九%，このおくれておる理由は何なのか。それから、補助金から融資に切りかえた場合に、こうしたことなど、いろいろ方針が示されています。

○田淵哲也君 それから臨調の第一次答申の中で、農業基盤整備事業について、補助金でなく融資に切りかえることを検討すべきだというよ

うな方針が示されております。これについての農林水産省の基本的な考え方をお聞きしたいわけ

です。任命をいたしております。ただ、蚕糸、砂糖、繭糸もその関係業界は、事業団運営審議会といふ組織がございます。その中にかかるべき人を任命いたしまして、関係方面の意見が事業団運営に十分反映されるようになつたした

用するということは困難でございますので、お話しをいたしておきます。たゞ、蚕糸、砂糖、繭糸もその関係業界は、事業団運営審議会といふ組織がございます。その中にかかるべき人を任命いたしまして、関係方面の意見が事業団運営に十分反映されるようになつたした

る見通しでございますが、まず現在の土地改良長期計画の進度率の問題でございます。率直に申し上げますと、金額ベースでは、つまり本来の計画として表示されております金額ベースでは大体達成でき

る見通しでございますが、現実に物価、賃金の動向等による減削、全体としては予算が引き締めの

時期に入つてきておる、そういう状況で事業量のベースでは、他の公共事業にも同じような事情がございますが、圧縮されていることは事実

それからもう一つは、補助と融資との関係でございませんけれども、いかがですか。

の代表的な人を入れる必要があると思いますが、いかがですか。

○政府委員(石川弘君) 畜産振興事業団は、御承知のように乳製品ないし畜産物の調整保管等をや

つておるわけでございますが、役員の中では民間の役員、幹部にも民間の活力をもつと導入しようと

いう方針でございます。おっしゃいましたが、これが実際に運営にあつた場合に、畜産振興事業団の業

務運営に関します評議員会というのを設けておりまして、その中に消費者代表の方を三名加えてござります。この業務の運営につきましてはこの評議員会の意見を聞いて行つておりますので、そ

ういう形で消費者の方々の御意見を反映しているつもりでございます。

○田淵哲也君 それから臨調の第一次答申の中

で、農業基盤整備事業について、補助金でなく融資に切りかえることを検討すべきだというよ

うな方針が示されております。これについての農

林水産省の基本的な考え方をお聞きしたいわけ

です。任命をいたしております。ただ、蚕糸、砂糖、繭糸もその関係業界は、事業団運営審議会といふ組織がございます。その中にかかるべき人を任命いたしまして、関係方面の意見が事業団運営に十分反映されるようになつたした

用するということは困難でございますので、お話しをいたしておきます。たゞ、蚕糸、砂糖、繭糸もその関係業界は、事業団運営審議会といふ組織がございます。その中にかかるべき人を任命いたしまして、関係方面の意見が事業団運営に十分反映されるようになつたした

る見通しでございますが、現実に物価、賃金の動

向等による減削、全体としては予算が引き締めの

時期に入つてきておる、そういう状況で事業量のベースでは、他の公共事業にも同じような事情がございますが、圧縮されていることは事実

ざいます。現在、土地改良事業につきましては、基本的には補助事業を基本といたしまして、あるいは一部国の直轄事業もございますが、いわゆる受益の程度に応じて農民の受益者負担が制度化されています。これは他の公共事業と大分異なる点でございます。この地元の負担につきましては、いわゆる融資制度があつて農林漁業金融公庫から融資が行われる。したがって、これは原資は財投資金ということになるわけでございますが、そういった仕組みを基本にしているわけでござります。

そこで問題は、現実にたとえば臨調で議論をされたような事業がどの程度まで融資事業として効率的に実施できるかどうかであるうと思います。臨調で御指摘がありましたのは耕地整備事業の一部についての指摘でございますが、実は耕地整備事業の中で個人施行のものや小規模のものについては、現在すでに単独融資事業で実施しております。たゞ、それ以外のもの、補助事業が非常に多くなっていますが、何と申しましても本質的に部落の共同事業、地域社会の共同事業として営まれる線と面の組み合わせ事業でございますし、また構造政策の基本をなす事業でございます。そういう意味で、これを大幅に融資に切りかえていくということには農民の現実の、先ほど申し上げました負担能力の問題から私どもかなり問題があるだらうと思いますが、臨調の御指摘もありました。その意味で事業の中身とか規模とか、あるいは負担能力等に応じて検討する必要があると思つております。そこで研究委員会を開きたいところで、○田淵哲也君 次に、砂糖関係の問題で若干質問をしたいと思います。

現在異性化糖あるいはビート糖の急激な伸びによりまして、砂糖の市況が非常に混乱しております。そういう中で精糖業界が非常に困った状態になつておるわけでありますけれども、まず第一の問題点としまして、この異性化糖と砂糖との間の

不公平といいますか、つまり消費税のかかる、かからない問題、それから調整金を取られる、取られないの問題、また関税の問題等があるわけでござります。それとも、これらのアンバランスに対する是正がます必要ではないかと思います。この点についての対策をお伺いします。

○政府委員(渡邊文雄君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、ここ数年来、旧来ブドウ糖と言つておりますものが、技術革新によりましてその一部が果糖に変わりまして、その甘味度の高い異性化糖というものが急激にここ数年ふえてまいつてきています。それからもう一つは、国民全体の甘味離れという傾向がございます。それからもう一つは、先生御指摘のように国内産糖の増産というものがございまして、特に輸入糖の激減というのがここ一、二年目立っております。そのため、輸入糖を精製いたしておりますいわゆるリファイナ、精製糖業者から、特に価格関係において異性化糖が伸びる原因の一つとしまして、価格の中に自分たちが負担しております。そのため、輸入糖が精製いたしてありますいわゆるリファイナ、精製糖業者から、特に価格関係において異性化糖が伸びる原因の一つとしまして、価格の中に自分たちが負担しております。関係の場合は確かに不公平ではないかという御指摘があるのは確かでございます。

〔委員長代理嶋崎均君退席、委員長着席〕

一方、異性化糖は税金という形では、御指摘のようにそいつたものの負担はないわけでございまが、別途、御案内のように北海道でできますバレインショからとれますバレインショでん粉、南九州で生産されますが、カシシヨからとれますカシシヨでん粉、これがいすれも国際的な価格の倍のコストになつております関係上、これの消化を図るために輸入トウモロコシからできますカシシヨでん粉、これがいすれも国際的な価格の倍のコストになつておるわけでございまして、その価格差を埋めるといいますか、国内産糖を保護するといいますので、輸入糖には四万一千五百円の関税がかかります。そういう現実がござりますので、確かに形の上で、それが南西諸島並びに沖縄で生産されます甘蔗糖等につきましては、国際糖價との開きは約三倍になりますビート糖について言えば輸入糖のほぼ倍、それから南西諸島並びに沖縄で生産されます甘蔗糖等につきましては、国際糖價との開きは約三倍になります。一方、それだけではその価格差を埋めることに不十分でありますため

いった砂糖全体をめぐります情勢の変化はかなり大きいものがございますので、私ども情勢の変化を見きわめながらこれに慎重に対応すべく且下锐すけれども、これらのアンバランスに対する是正がます必要ではないかと思います。

○田淵哲也君 もう一つ関税の問題があると思うのです。砂糖の関税というのがかなりかかるべきであります。この点についての対策をお伺いします。

○政府委員(渡邊文雄君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、ここ数年来、旧来ブドウ糖と言つておりますものが、技術革新によりましてその一部が果糖に変わりまして、その甘味度の高い異性化糖というものが急激にここ数年ふえてまいつてきています。それからもう一つは、国民全体の甘味離れという傾向がございます。それからもう一つは、先生御指摘のように国内産糖の増産というものがございまして、特に輸入糖の激減というのがここ一、二年目立っております。そのため、輸入糖を精製いたしてありますいわゆるリファイナ、精製糖業者から、特に価格関係において異性化糖が伸びる原因の一つとしまして、価格の中に自分たちが負担しております。関係の場合は確かに不公平ではないかという御指摘があるのは確かでございます。

〔委員長代理嶋崎均君退席、委員長着席〕

一方、異性化糖は税金という形では、御指摘のよ

うにそいつたものの負担はないわけでございまが、別途、御案内のように北海道でできますバレインショからとれますバレインショでん粉、南九州で生産されますが、カシシヨからとれますカシシヨでん粉、これがいすれも国際的な価格の倍のコストになつておるわけでございまして、その価格差を埋めるといいますか、国内産糖を保護するといいますので、輸入糖には四万一千五百円の関税がかかります。それは御指摘のとおりでございます。これは国内産糖と輸入糖との価格差が、現在、耕地白糖でござりますビート糖について言えば輸入糖のほぼ倍、それから南西諸島並びに沖縄で生産されます甘蔗糖等につきましては、国際糖價との開きは約三倍になります。一方、それだけではその価格差を埋めることに不十分でありますため

下がるというので、国内産糖との価格差を埋めるための手段いたしまして調整金の大額な引き上げということをやるべきことなどござりますので、関税の引き下げという問題につきま

す。ただ、この点を抜本的にどうしようと考

えられるおつもりはないのか。もともと、これは

大蔵省にも関係があるわけですから、一つ

は、最近は関税撤廃、貿易摩擦とか国際収支の不

均衡からくる欧米からの要請として、かなり広範

に關税撤廃ないし引き下げの要請が来ております。

それの具体的なあらわれとしてビスケットと

かチヨコレートの関税を下げる、そうなりますと

今度は、関税のかかった高い砂糖を使ってこうい

うお菓子をつくつておるが、國の製菓業者ははた

まち影響するわけで、こういうものとの関連と

か、あるいは農産物も含めて全般の関税引き下げ

の外圧というものを考える必要がある。それと同

時に、先ほど申し上げた異性化糖等とのアンバラ

ンスということも考える必要がある。そういう面

を考えても砂糖の関税引き下げは必要ではないか

と思いますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(渡邊文雄君) 現在、輸入糖につきま

してはトントン四万一千五百円の関税がかかっておる

のは御指摘のとおりでございます。これは国内産

糖と輸入糖との価格差が、現在、耕地白糖でござ

りますビート糖について言えば輸入糖のほぼ倍、

それから南西諸島並びに沖縄で生産されます甘蔗

糖等につきましては、国際糖價との開きは約三倍

になります。一方、それだけではその価格差を

埋めるといいますか、国内産糖を保護するとい

う意味で、輸入糖には四万一千五百円の関税がかか

ります。それは御指摘のとおりでございます。

それであります。と申しますのは、一昨年から昨

年にかけて、もうすでに一昨年は農林水産物質で

二百八十九億ドル、昨年は二百九十九億ドルを超

しておる。ことは三百億ドル近いものを輸入いた

しておるわけでございます。それ以上輸入をする

おるわけでございますが、この関税を御指摘のよ

うに引き下げた場合には輸入糖の国内価格が引き

ます。しかし、いずれにいたしましても、最近そう

どこかの国の分をあやすというようなことか、あ

るいは日本の生産を縮小して外国のものを使うと

いうことに対するのか、そういう点を十分慎重に対処していかなければならぬわけであります。プロ

ック農務長官が見えたときにも、そういう点は日本

の現状をありのまま話をいたしておるところでございまして、そういう情勢も私どもとしては十分踏んまえていかなければならぬ。しかし一面、これまた日本の貿易の輸出超過が二百億ドルを超すというような事態も無視はできない。こういう情勢の中でございますから、しかしそれだけのもの

を農林水産物資だけでそれを自由化すれば解決ができるのかとなると、これはとてもとてもでき

ない相談であるわけでござりますから、その辺は十分政府としても慎重に対処をしていかなければならぬ、こう考えております。

○田淵哲也君 時間も少なくなりましたから、最後に運輸大臣に一点だけお伺いをいたします。

車検制度についていろいろ検討されておるわけありますけれども、これが大体どのような方向

にいくのか。特にみんなが関心を持つておるの

は、新車三年に延長、継続は二年の据え置きと

いうことが出ておりましたけれども、この点の基本

は、車検期間の延長の問題であります。先日新聞

には、新車三年に延長、継続は二年の据え置きと

いうことが出ておりましたけれども、この点の基

本的構想等がありましたからお伺いをしたいと思

います。

○委員長(玉置和郎君) 時間が来ておりますので簡潔にお願いします。

○國務大臣(塙川止十郎君) 現在、運輸技術審議会で検討していただいておりまして、主要な部分

といたしましていわゆるブレーキホース、ブレーキパイプ部門でございますが、その検査が実際はまだできておりませんので、一月にこれが全部検査が完了するということございまして、その答申を受けまして、われわれいたしまして最良の方法を検討いたしたい、こう思っておられます。

○田淵哲也君 終わります。

○委員長(玉置和郎君) 喜屋武真榮君。

○喜屋武真榮君 持ち時間がわずかでござります

ので、一氣にお尋ねしたい点を関係省庁にいたし

たいと思います。

まず、国土保全と災害の関係から国土庁に。災

害が起つてから復旧補助

莫大な予算が出てお

るわけですが、もつと国は国土保全に力を入れる

ことが財政再建、そしてその補助削減の趣旨にもつながるものだと私は思つております。その点か

ら国土庁に所見を伺いたいと思ひます。

次に第二点は、沖縄の災害について、特に特殊

な状況下にありましていろんなケースがございま

すので、質問の背景にまとめて申し上げたい一つ

は、森林が破壊されつつあるということ。しかも

その破壊から水不足、まだ隔日断水

といふのが今

日まで続いておりますが、その水不足、そしてそ

の北部森林は水源涵養林であるといふこと。その

水源涵養林をめぐつて米軍の北部演習場があつ

て、そこに最近米軍基地のハリアー訓練基地が設置

されようとしておるということ。次に、その隣接

地域に、いま時の話題になつておりますが、ヤン

バルクライナといふ新らしい世界的に珍しい、珍鳥が

発見されておる。これはわが国では一世紀ぶりの

発見である。特別天然記念物のノグチゲラの生息

地でもあるということ。新種と思われる鳥がまだ

二種もいるということ。この背景を受けて、まず

国土庁にはいま申し上げました点。

次に、環境庁にお尋ねしたいことは、世界的な

このヤンバルクライナ、珍鳥が発見されたのである

が、これの保護策として環境庁はいかなる施策を

講ずるつもりであるか、お伺いしたい。

防衛施設庁に。從来からこの場所は問題の場所であつたことは御承知だと思いますが、今度の機会に環境破壊等の関係も含めて、從来の考え方を改める考えはないのかどうか。

○委員長(玉置和郎君) 委員長から申し上げます

が、嘉屋武君の持ち時間は十八分で終わりです。

それだけでもうすでに時間が来ておりますので、

各大臣は簡潔にお答えを願いたいと思ひます。

○國務大臣(原健三郎君) お答え申し上げます。

御趣旨は全く同感でございまして、本年などは

未曾有の大災害をこうむりまして、一兆円以上に

及んでおるような大被害でござります。それで、

それを未然に防ぐために森林対策とか、あるいは

その他いろいろございますが、治山治水等々事前

にやることの方が必要であるし、各省連絡の上

にその対策を積極的にやっていただきたい、こう考

えております。

○國務大臣(龜岡高夫君) 保安林の指定につきま

しては、これは地元で反対の声もあるわけでござります、先生御承知のとおり。賛成、先生の

ように指定をすべしというあれもありますので、

各省とよく相談をいたしまして研究をしていき

たい、こう考えております。

○國務大臣(鈴岡兵輔君) お話のように、ノグチ

ゲラが百年ぐらい前に見つかって以来の快報でございまして、非常に珍しい鳥で絶滅を免れなければならぬ、こう思つておりますが、それは特殊

鳥類の譲渡等の規制に関する法律という法律もあ

りますし、また鳥類保護及狩猟規制法律とい

うのもあります、あれはとうてはいけないので

すから、いまでもそれを知らないで剝製にでも

しようなんて、とりに出ている人がいるやに聞い

ういう生態であるかということを調べて、絶滅を免れるように諸般のことをしようと、いろいろ対策を講じておる次第であります。

○政府委員(吉野重君) お答えをいたします。

ハリアペッドの話が出来ただれども、ハリアペッドの建設につきましては、從来すでに北部演習場にヘリコプターの広場がありまして、今回ハリアをそこへ持つてくるというので、その周りの

木を切つて広場をそのまま使う、これは米軍と協議し、地元ともいろいろ意見を聞いて決めたところであります。一般的に申しまして、沖縄の北部演習場につきましては、水資源の確保の必要性と

練習場につきましては、自然環境の維持ということに万全の留意を図つてまいりたいと考えております。

なお、北部演習場におきましては、復帰後現在まで実弾演習は行われていませんので、つけ加えます。

○國務大臣(中山太郎君) ただいま関係各省庁の大臣から御答弁がございましたが、沖縄開発局といたしましては、関係省庁と十分連絡の上、自然環境の保護と水資源確保のために今後とも努力をさせさせていただきたいと考えております。

○委員長(玉置和郎君) 赤桐操君、総理にお伺いをいたしました。

いま、一言に住宅不況と言われるまことに厳しく

い今日の経済社会情勢の中で、公庫金利に対し十七条の設定どころではない、むしろ引き下げを行なべき段階にあると私は考えております。総理の御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君) 御承知のよう、現在御審議をいただいております金利法定制の緩和の問題、これは金融政策、経済政策を相互ににらみながら機動的に政策を開拓しようという趣旨からいたしまして、ぜひ国会の御同意をいただきたい

、こう考えておりますが、この金利法定制の彈

力化が行われましても、すべてのものについて金利を引き上げるというような趣旨のものではございません。現在、住宅事情それから国民経済の中で占めるところの住宅建設の問題、マイホームに対する国民の期待、いろいろの問題がございますし、また現在の景気の動向等からいたしまして、住宅政策をもつと強力に展開すべきである、こういう有力な御意見もあるわけでございます。政府としては、そういう点を総合的に勘案いたしまして、法定制の緩和ができましても、この住宅金利の問題につきましては十分慎重な考慮を払ってまいりたい、こう思っております。

○赤堀操君 総理からの御答弁をいただいたわけであります、いまの厳しい状況の中で、住宅政策として私どもがお伺いする限りにおいては、遺憾ながら納得できません。こうした行政改革のあり方、住宅政策のあり方については、私どもには残念ながらいただけないものである、こういうことを明らかにいたしまして質問を終わりたいと思います。

○委員長(玉置和郎君) 村沢牧君。

○村沢牧君 私は、農業問題について質問いたします。

臨調の第一次答申は、農業に関して食糧管理、水田利用再編対策、その他の農業助成に分けて十項目の指摘をしており、三十六本一括法案の中に農林水産関係が七つ含まれております。したがって、今回の行財政改革は、農業に与える影響も大変大きなものがあるわけであります。そこで行政改革の理念とビジョンについて、わが党の議員から代表質問で本会議で何回か指摘をし、質問をしたところであります。必ずしも明快な答弁になつておらないと思うものであります。

行財政改革と農業問題について伺いますけれども、臨調の答申、そして出された法案は、農業の将来展望、言うならば日本農業のあるべき方向を踏まえてのものであるのか、それとも単なる財政支出を目的としたものであるのか、まず行管庁長官に尋ねます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 今回の第一次答申を受けました法律案は、緊急財政対策という性格が強いと思っております。しかしながら、臨調第一次答申の中におきましては、今後日本の国政のあらるべき姿というものは明瞭に指示しております。したがって、その中において農業をいかに合理化し、近代化し、国際標準に上げていくかという方策を探究する努力をしておる、こういうことでございまします。

○村沢牧君 第一次の答申は当面の改革である、突破口であると言つても、いま答弁もあつたように、臨調答申は農業政策の基本的な課題に触れるような問題も含んでおるわけであります。私はこのそこで、行管庁長官に重ねてお伺いいたしますが、臨調が第一次、第三次の答申を検討するに当たって、農業問題にどこまで切り込んで検討してもらいたいという要請をしておるのかどうか。さらには農業改革に対し臨調の検討、答申にどのような期待ををしているのですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 基本答申におきましては、主として食糧問題を中心とした日本の農業の展開を考えていいく、また改革案を考えていいく、というスタンスで臨んでおります。

○村沢牧君 食糧問題に限らず、第一次、第三次の検討においては、その他の問題、基本的な問題についても検討するのですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 食糧問題といふものを一つの支点として、その面から農業の構造とか、あるいは農村社会とか、あるいは農林省の組織機構とか、そういうような問題がいろいろ検討されていくだろうと思います。

○村沢牧君 そうしますと、臨調が農政の展望あるいは基本的な方向、さらに政策課題等に踏み込んで論議をする、そして答申も出されてくる、このように理解をするのです。その答申が出来てまいりますと、政府はこれを尊重し、政策に移していくのですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) おおむねそのとおりであります。

○村沢牧君 農林水産大臣に尋ねます。総理の諦間機関である農政答申は昨年十月、八〇年代の農政の基本方向という答申をし、この答申に基づいて、さらには農業基本法の定めるところによって、農産物の需要と生産の長期見通しを閣議決定をしておるわけであります。私はこの長期見通し、あるいは先ほど申しました農政の基本方向、必ずしも賛成するものではありませんが、しかし農政の課題、基本というのは、このことを見越して、農業政策の課題、基本といふのは、このことを踏まえていままでやつてきたし、今後もやつていくであらうと思いますが、どうですか。

○國務大臣(鶴岡高夫君) 御指摘のように、農業基本法の精神並びに昨年農政審議会から答申をいたいた八〇年代の農政の基本方向、並びに十一月に閣議決定をいたしました十年後の生産と需要の長期見通しを踏まえまして、何といつても食糧の安定的な供給、生産性の向上、さらに活力ある農村の地域社会を建設をしておるという基本的な方向に向かって、その上に農政を展開してまいりよう、こういう考え方に基づいておるわけであります。

○村沢牧君 重ねて伺いますが、農政の基本方向は臨調によって出されるものではない、農林水産省は農林水産省みずからの方針を持っておる、そういうことです。

○國務大臣(鶴岡高夫君) 私どもが、政権をわが党が担当をして今日まで農政の基本としてまいりましたところの食糧の安定的供給、生産性の向上、さらには活力ある農村の建設という基本方向をもとにしてやつてしまひましたし、今後もその目標に変わりはなく、私どもとしては私どものやつてまいりましたことが農政の基本方向である、こう確信をいたしておるところでございます。それをおもに私は考えております。

○村沢牧君 財界は、かねてから日本農業に対する提言や批判を行つておるわけですが、いろいろのことと言つておるのですけれども、多く

の意見を総合いたしますと、経済合理主義的な立場に立ち、あるいは国際分業論的な立場から、農産物の貿易の自由化あるいは輸入拡大を進めるべきだ、農業は非常に保護されているから農産物価格や補助金の抑制をすべきだ、こういうことに尽きるというふうに思うのであります。

臨調の第一次答申も、農業に関しましては從来財界の主張していたこと、すなわち財界の農業批判を反映するものであることは、その中身を見ればおのずからわかるわけです。臨調委員のメンバーは、その数において、あるいはまた発言において、財界を代表する人が非常に多いわけなんですね。したがつて、今後臨調から出されてくる農政の判断、基本的な方向といふものは、日本農業を守り発展をさせようとする立場からは、相入れることのできないものもあるということを予測しなければならないと思うのです。そうした場合農政は、臨調からいかなる答申が出ても、先ほど行管庁長官が言つたように、この答申を尊重し実行に移していく、従来の基本政策を見直していく、そういうお気持ちなんですか。

○國務大臣(鶴岡高夫君) 臨調からの答申は、先ほど申し上げました、私どもの戦後ずっと展開してまいりました日本の一億国民の食糧の安定供給をやるために農政、生産性向上に努力しておる現状、さらには活力ある農村の地域社会の果たしておる役割り、また将来果たすであろう役割り等を考えれば、私ども農政の基本を害するような答申はよるものもない、ないような答申がなされるであろうというふうに期待をいたしておるわけであります。

○村沢牧君 農水大臣、それは期待であつて、必ずしもそういう期待どおりにいかかどうかということはわからない。

そこで、総理にお伺いいたしますが、いまの答申を聞いておりましても、私は行管庁長官と農水大臣との間には見解の違いがあると思う。行管庁長官は、農政のビジョン、将来方向についても臨調で検討してもらつて、そしてその答申を受け

て政策に移して実行していくんだ、農林水産大臣は、農政の基本は「八〇年代の基本方向」であり「長期見通し」であると言う。一体どちらを重点的にとるのですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えをいたします。

私は、中曾根行管長官が御答弁申し上げたことと農水大臣が御答弁申し上げたところには食い違ひがない、こう思っております。と申しますことは、臨調の答申にいたしましても、政府としてはこれを熟読玩味いたしまして、その中に含まれてあるのかということを十分私どもは掘り下げた検討をした上でこれを尊重してまいるわけでござります。

これを農政の場合につきまして申し上げますならば、国民の皆さんに対して食糧を安定的に供給をする、安全保障の観点からこの食糧の確保といふものをまず重点に考える、そういう観点立てての農政を開く。食管制度の基本を守ることもその一つでございます。また、日本はこういう国土の狭い、したがって耕地も狭小である、そういう天然資源に恵まれないわけでござりますけれども、国内で生産可能な農産物はできるだけこれを国内で自給をする、そういう方向で生産性を高める努力をしていく、そのためには優良な農地を確保するとか、あるいは後継者の育成をするとか、あるいは技術を高めるとか、生産性を向上するとか、そういうような施策をやってまいります。と同時にまた、日本の社会の中におきまして農村社会というのは私は非常に大事だ、このように考えます。農村が健全であって初めて日本の社会は健全であるわけでござりますから、そういう意味合いからいたしまして、この基本は、私は臨調の先生方といえどもしっかりとわきまえていらっしゃる。

ただ、これをやります場合に、こういう財政の厳しい中であるから、この資源を効率的に使ってもらいたい、補助金等の問題についてももっと工夫をこらして、そして農業の真の振興、農民のた

めになるように効率的にこれを使つてもらいたい、そういうところに私はポイントがあると思うのであります。そういう点を十分私どもは熟読玩味いたしまして、これを尊重して行政改革の中に生かしていきたい、このように考へるわけであります。

○國務大臣(鈴木善幸君)

私は必ずしも一致するものではないと思う。一致する場合もあるかも知れない。その場合にはどちらの方をとるのでありますか。

○國務大臣(鈴木善幸君)

いま私は、詳細に丁寧に、臨調の答申を受け取りました場合に政府はどのように対処いたしますと、このようにお答えをいたしました。

○國務大臣(鈴木善幸君)

いづれにいたしましても、臨調の御答申のポイントがどこにあるか、その御答申の精神というものは尊重いたしますが、国会に対し国民に対しても責任を負うのは政府でございますから、その点はひとつ政府にお任せをいただいて、もし至らない

とこ

う思つておきます。そのためには、国内の自給率を高めなければならぬわけであります。

○村沢牧君

いま總理から答弁がありましたように、農業の基本は食糧の安全保障である、私もそう思います。そのためには、国内の自給率を高めなければならぬわけであります。

○村沢牧君

いま總理から答弁がありましたように、農業の基本は食糧の安全保障である、私もそう思います。そのためには、国内の自給率を高めなければならぬわけであります。

で不足するものに限つて行つて、わが国で生産が可能なものは自給率を高めていく、自給率が高まつたものについては輸入を計画的に削減していく、このことを改めて總理に確認をしておきたい

というふうに思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君)

私どもは、戦後農政を進めるに当たりまして、都市と農村の労働者の所得水準をできるだけ格差をなくしたい、こういう政策、いろいろやつてしまひました。しかし、非常に日本の農業は耕地も狭いし悪条件下に置かれておるわけあります。そういうようなことで、国際的に農産物の価格を比較いたしますと、日本の農産物はどうしても割り高に相なつております。

○國務大臣(鈴木善幸君)

三倍、五倍と、こういうことに相なつております。そういう関係から、どうしても外国農業の攻勢の前にいつもさらされおるという宿命的なものを持つておるわけですが、私どもは、先ほど申し上げるように、農村と農民、それから

○村沢牧君

食糧の自給度を高める、こういうような観点からできるだけこの外国農業の攻勢から日本農業を守るという努力を続けておるわけでございま

す。

○村沢牧君

しかしながら、こういうことに相なるわけでございます。私は、そういう消費者である国民の皆さん、また納税者である国民の皆さん、なぜこんなに安いものが海外にたくさんあるのにもっと安く供給しないか、こういうことに相なるわけでございます。私どもは、そういう消費者である国民の皆さん、また納税者である国民の皆さんのが聞きたく、この予算、補助金等を最も効率的にしながら、日本農業ができるだけ健全に、そして外國農業との競争力もつくようにこれを見直していきたい、生産性の向上を図つてしまつたいたい。

○國務大臣(鈴木善幸君)

この東京ラウンド、これは非常な苦労をいたしました。関税と特に農林水産物資とのいわゆる各國間のバランスなり何なりを詳細に、しかも非常に深く検討いたしまして決めた東京ラウンドの線があるわけでございますから、この線を一応はとにかく時期が来るまで、約束した時期はこの線で忠実に日本政府はこれを守つてきておるわけでありますから、この線を守つていきたい、こういうふうに、この間アメリカの商務長官、農務長官がお見えになつたときには、私の方からは率直に実は申し上げておいた次第でございます。

○村沢牧君 農水大臣に具体的な問題について数点お伺いいたしますが、時間がありませんから、私も目的的に申し上げますから答弁も結論だけ述べてください。

第一点は、農産物の交渉は七九年度の東京ラウ

ンドで一定の決着を見ているわけであります。しかし、このことにつけて、わが国の農業の実態から見て私は認めることができないというふうに思ひますが、どうですか。

○國務大臣(鈴木善幸君)

変に強いわけであります。しかし、このことにつけて、わが国の農業の実態から見て私は認めることができないというふうに思ひますけれども、農水省の態度はいかがですか。

○國務大臣(鈴木善幸君)

第三点は、穀物の備蓄量の輸入拡大がこれまでのことも輸入の影響に負うところが非常に大きいため、わが国の農業の実態から見て私は認めることができないというふうに思ひますけれども、

○國務大臣(鈴木善幸君)

第四点、最近豚肉が大変暴落いたしました。このことも輸入の影響に負うところが非常に大きいわけなんですね。どういう規制をされるのですか。

○國務大臣(鈴木善幸君)

第五点は、農産物、食料品の関税撤廃あるいは関税の引き下げがアメリカやECから要求をされておりますが、農水省としてはどのように対処しておりますか。

○國務大臣(鈴木善幸君)

以上五点について簡潔に答弁してください。

○國務大臣(鈴木善幸君)

一番目と五番目は関連がありますので、一緒にお答えいたしたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君)

この東京ラウンド、これは非常な苦労をいたしました。関税と特に農林水産物資とのいわゆる各國間のバランスなり何なりを詳細に、しかも非常に深く検討いたしまして決めた東京ラウンドの線があるわけでございますから、この線を一応はとにかく時期が来るまで、約束した時期はこの線で忠実に日本政府はこれを守つてきておるわけでありますから、この線を守つていきたい、こういうふうに、この間アメリカの商務長官、農務長官がお見えになつたときには、私の方からは率直に実は申し上げておいた次第でございます。

それから備蓄の問題については、もうすでに小委等についても二・六ヵ月分の備蓄を持つておるわけありますし、そのほか大豆にいたしましても、ことしは七万トン、来年は八万トンの備蓄を持つていうような措置も講じておりますので、これ以上持とうといたしましてもその設備をまずつくつていかなければならぬ、サイロをつくるなければならぬということで、急場にならなか間に合わないという実情もわかつてほしいということを申し上げてありますので、備蓄の積み増しはなかなか困難であるというふうに考えております。

豚肉につきましては、これは輸入の増大ということがござりますので、これは自由化されておりますので、実は関係貿易業界にも協力を要請をいたしまして最近落ちついておるわけでありますけれども、きょうあたりはまたちょっと下がつておりますが、これはもうしばらくすれば、業界も積極的に協力をしてくれておりますので落ちついてくるものと考えておるわけでございます。

○村沢牧君 総理、最近貿易摩擦が大きな国際問題になっております。国際問題だけでなく国内問題としても総理の決断が迫られ、内外から鉛木総理の政治姿勢が問われようとしておるわけなんです。政府は経済対策閣僚会議で打開策を検討しておりますと言いますが、新聞の報道するところによれば、まだ方針も出されておらないようあります。また総理は、先日のテレビの放送で製品輸入を促進をして拡大均衡を図りたい、あるいは輸出を抑えるよりも輸入を拡大していくといふことを力説しておったわけありますが、今日の情勢をどのように認識をし、いかなるリーダーシップをとつて、いかなる方針と決意でもって諸外国の圧力を切り抜け、あるいは諸外国の理解を得てわが国の立場を守つていこうとするのですか。そして、政府のいわゆる方針、統一見解というのは、内閣改造後でなくては出せないのでですか。その前にも出す気持ちを持っているのですか、お伺

いいたします。

○國務大臣(鈴木善幸君) わが国の経済は貿易に依存しておる面が非常に大きいことは御承知のとおりでございます。国土が狭く資源は貧困である、そして一億一千万という大きな人口を抱えておる、しかし国民の資質は高い、科学技術の水準もまた先進国に比べて劣らない。こういう諸般の特質を持つておりますから、そういうことから日本は、貿易立国と申しますか、そういう方向で国民经济の発展、豊かな国民生活の保障ということがなされてきておるわけでございます。

ところが最近、この石油危機を日本は国民の皆さんの大変な御努力、御協力によりまして比較的早く乗り越えることができました。しかし欧米諸国は、いまだその後遺症から脱却ができない。深刻な失業問題、インフレ、低成長、そして国际收支の悪化、そういうことに悩んでおりますことは歓迎されまして、輸出は伸びていておる。しかしながら御承知のとおりでございます。そういう中で、日本は商品は比較的品質もよろしい、生産性が高いわけですから価格も安いということは外國からも歓迎されまして、輸出は伸びていておる。しかしながら現状は、この今まで推移いたしますと、対欧米關係の貿易の黒字は百億ドルを超えるかもしけない。それから対米關係の黒字は百五十億ドルに達するのではないか、こう言われておるわけでござります。日本としては何も悪いことをやつておるわけではありませんけれども、こういうような状況になつてしまりますと、どうしてもこれは保護貿易主義的な風潮というものが高まつてくる、こういうことに相なります。これにわれわれはどういうことを真剣に考えるときだ、こう思うわけでございます。

そこで、私は、集中豪雨的に特定の地域に輸出を急増するというようなことは、その国の産業経済秩序を大きく混乱させることでありますから、そういうことは避けなければならないいけない、こう思います。ですが、自肅をしなければなりませんが、しかし、基本的には私は日本の市場は外國が言つていいたします。

るほど閉鎖的ではございませんけれども、そういうぐあいに批判も受けておりますから、この際謙虚に受けとめて、日本の市場の閉鎖性がどこにあるのか、そういう点も見直しをして、そして製品

輸入等にも力を入れて、あるいはまた他の分野におきましては、投資あるいは合弁あるいは先進技術の共同開発研究、そういうような産業協力等もやりまして、これを拡大均衡の方向でこの貿易問題を解決していただきたい、そういう方向で私は努力をいたしております。

○村沢牧君 努力をしていることはわかりますが、政府のいわゆる方針というか、統一見解というのはいつ出すのですか。そのことと、私は先ほど農林水産大臣に農産物の輸入について質問したのですが、農林水産大臣は、幾つか項目を挙げて質問したにすぎないのですけれども、いずれも困ると言つているのです。つまり、大企業の工業製品の集中豪雨的な輸出の見返りとして農産物などの弱いところへしわ寄せをすべきではない、そのように考えますが、どうですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 特定品目の集中豪雨的な輸出増強のしわ寄せを農産物に向けてはいけない、こういう御指摘は全くそのとおりでございません。これは、そういうものの自主規制の問題あるいは他の鉱工業製品等の製品輸入の問題、いろんな問題等によって解決をしなければいけない、このように考えております。

なお、いつから実施するのか、これは私はまとまつたものから逐次これを実行に移していくといったところです。

○村沢牧君 河本経済企画庁長官に伺います。

あなたは経済対策閣僚会議の座長ということでおられたは具体的にどう調整をし対策を立てようとするのか。また、私がいま質問したのですが、弱い産業へ輸出の見返りとしてしわ寄せをされることがどういうことなんですか。そして同時に、あなたは具体的にどう調整をし対策を立てようとする

です。同時に、総理が言つておる如く、輸入の拡大をすればまた消費の拡大もしなければならないと、そういうふうに思いますが、経済企画庁長官はどういうふうに考えておられますか。

○國務大臣(河本敏夫君) いま総理から御答弁がございましたが、貿易の拡大均衡といいましてもいろいろ対策がございます。いますぐやれるものと、やはり若干時間が必要とするものとございまして、そこで一昨日、第一回目の経済対策閣僚会議を開きました。数項目についてはすぐに実行し

よるという合意ができましたので、これをどう実行するかは、実行の仕方等につきまして細かい点をいま詰めておるところでございます。なお、若干残された問題につきましては、引き続きましてできるだけ早く結論が出るように、そういう方向でいま作業を進めております。

○村沢牧君 私の質問に全部答えておりませんが、そういう場合であつても、農産物その他弱い産業にしわ寄せをするようなことがあってはならない。また、輸入を拡大すれば消費の拡大も同時に経済企画庁長官としては考えていかねばなりませんが、どうなんですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 東京ラウンドの最終結論の場合もそうでしたら、工業製品の場合は昭和五十三年の九月に比較的早くまとまりました。しかし、農産物の場合にはいろいろ問題がございまして、数ヵ月おくれまして五十三年の年末によくまとまる、こういうことで、農産物の関係は大変むずかしいものでございます。そういうことで、農産物につきましては特別の配慮が必要だ、こう思つております。そういう観点に立ちまして、先ほど米質疑応答がございましたように、農産物にしわ寄せをしないよう、そういう形で何とか決着できないだろうか、こういう観点に立ちましてこれから作業を進めていくつもりでござい

ます。

○村沢牧君 農林水産大臣に尋ねますが、水田利用再編対策によつて三千五百万に近い財政投資を行い、しかも六十三万ヘクタールもの転作をする

生産調整をしなければならないときに、モチ米を三万トンも輸入をしようとしている。昨年もまた六万トンも輸入したんです。モチ米はわが国の水田ではできないのですか。生産調整を農民には押しつけながら、一方では米を輸入している。こんな不合理な、ばかりだ行政があるのであります。大臣の行政の責任を問うものであります。

○國務大臣(龜岡高夫君) これは毎年おしかりを受ける問題でございまして、本当に申しわけないことである、こう考えておるわけであります。しかしながらモチ米が取れ過ぎてこれを持ち越すという経験をいたしましたために、農協、農業団体、非常に慎重になっておるわけであります。しかし、私どもとしては物価対策上、またモチ米の特殊性格の食品である上から、どうしてもこれは二十五万トン以上確保しなければならない。それには生産付が大切であるということで、農協、農業団体を通じて三十万トン近い作付を要請をいたしております。

しかるところ、御承知のように本年も米どころの東北が異常な不作ということになりまして、モチ米もまあ二十二、三万トンの生産はあつたと、こう見ておるわけでありますけれども、なかなか集荷が思うようにならない、こういう現状に相なつておるわけでござります。したがいまして、このまま放置いたしますと、年末の正月用モチ米といふことになりますと、これは暴騰する心配があるわけでござります。したがいまして、そういうことを十分承知しながら手を尽くしてないという事であつては申しわけないということで、やむにやまれず、暮れの正月もち用のモチ米が暴騰をしないようにということで、三万トンの輸入を決定いたした次第でございます。

○村沢牧君 作付面積を制限をしたり、あるいは集荷がうまくいかないのも、これも農林水産省の責任なんですよ。ですから、こんなことが絶対あつてはいけない。私はいまの答弁納得しませんから、またいざれの機会に追及しましよう。そこで、いま大臣から話がありましたように、

三万トンも輸入をしようとしている。モチ米を六万トンも輸入したんです。モチ米はわが国の水田ではできないのですか。生産調整を農民には押しつけながら、一方では米を輸入している。こんな不合理な、ばかりだ行政があるのであります。大臣の行政の責任を問うものであります。

○國務大臣(龜岡高夫君) これは毎年おしかりを

ことしの米の作柄は冷害によつて全国平均が九六%の作況指数なんです。二年続いた災害によつて米の需給は大変窮屈になつておるというふうに思ひます。農水省の方針ではことしも転作拡大を計画しておつたわけですけれども、生産調整を見直さなければいけない。そのように考えますけれども、大臣の明解な答弁をお願いします。

○國務大臣(龜岡高夫君) 本年の作柄は、御指摘のよう風水害、低温などによる北海道、東北等の被害地域を中心としてやや不良となりました。が、当面の米需給には不安ではなく、また、基本的には米の生産力は大幅に需要水準を上回つておるが実情でございます。したがいまして、水田利用再編第二期対策につきましては、その枠組みを堅持しつつ、農業生産の再編成のための確実な推進を図る必要があるものと考えております。しかし、御指摘のよう、本年の作柄にかんがみまして、御指摘のよう、本年の作柄を上回つておるが、当面の米需給には不安ではなく、また、基本的には米の生産力は大幅に需要水準を上回つておるが実情でございます。したがいまして、水田利用再編第二期対策につきましては、その枠組みを堅持しつつ、農業生産の再編成のための確実な推進を図る必要があるものと考えております。しかし、御指摘のよう、本年の作柄にかんがみまして、御指摘のよう、本年の作柄を上回つておるが、当面の米需給には不安ではなく、また、基本的には米の生産力は大幅に需要水準を上回つておるが実情でございます。したがいまして、水田利用再編第二期対策につきましては、その枠組みを堅持しつつ、農業生産の再編成のための確実な推進を図る必要があるものと考えております。しかし、御指摘のよう、本年の作柄にかんがみまして、御指摘のよう、本年の作柄を上回つておるが、当面の米需給には不安ではなく、また、基本的には米の生産力は大幅に需要水準を上回つておるが実情でございます。したがいまして、水田利用再編第二期対策につきましては、その枠組みを堅持しつつ、農業生産の再編成のための確実な推進を図る必要があるものと考えております。

○村沢牧君 食管制度について一、二伺います。

○村沢牧君 食管制度について一、二伺います。まず行管厅の長官に伺いたいのですが、臨調答申は食糧管理の改革を強く求めおるわけであります。いろいろ言つていますけれども、言わんとするところは食管の赤字をなくせということであろうと思うのです。このことを突き詰めていけば、生産者米価は据え置き、あるいは引き下げになる、消費者米価は引き上げということになると、思いますが、長官はどういう見解を持っておられますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 単にその経済的合理化ばかりを考えておるものとは思いません。日本の食糧政策という観点から、先ほど総理も申されたよな農村共同体、そういうような要素も十分考えて日本農業の特質を生かしつつ合理化していく、そういう考えに立つておるものだと思います。

○村沢牧君 農水省はこの臨調答申に拍車をかけられて、消費者米価を引き上げようと計画をしておることを聞くわけです。大臣、消費者米価を引き上げなければならない理由、引き上げる

とするならば引き上げの時期、その引き上げ率

を明らかにしてください。

○國務大臣(龜岡高夫君) 先ほど來の御議論の中

で、食管制度を堅持ということで食管法も改正し

ていただいたわけであります。

○村沢牧君 私の質問ことは、いろいろの施

策はするであろうけれども、最終的には生産者米

価を抑制をし、消費者米価の引き上げにつながつ

てくる、こういうことを聞いているんですよ。

○國務大臣(中曾根康弘君) それはあなたの御推

理であります。臨調の方でそういうふうに決めたというものでもないし、またその方向でいま進んでいるという状態でもございません。食糧問題

という観点からいきなり日本の食管制度をさらに合

理的に進めていくか、そういう点で検討しておる

のでございます。

○村沢牧君 いま長官からも、食管制度は堅持し

ていく、こういう答弁がありまして、総理も先日

そういう答弁をしておるのです。食管制度を堅持

していくならば、食管法に基づいて、米の生産者

価格と消費者米価の逆さや、さやがあつて当然

して、単なる財政を少なくしよう、逆さやを少なく

しようと、それがでないかというふうに思つて

ますが、どうですか。

○村沢牧君 いつからやるのですか。率はどれだけ

か考へておるのですか。

○國務大臣(龜岡高夫君) その点については、こ

れから家計費の動向がありますとか消費者の意向

でありますとか、いろいろなものを検討して結論

を出したい。これはまた私が勝手につづらとい

うようなことを言えません。米価審議会にお諮り

しなければなりませんので、その準備をしなけれ

ばならぬと、こう考へておる次第でございます。

○村沢牧君 河本長官、物価を抑制すること、あ

るは内需の拡大をすることが鉛木内閣の大きな

政治課題であるというふうに思つてあります

が、特にこの改革によつていわゆる安上がり政府

をつくるとするとときに、消費者米価をまず政府

みずからが引き上げていくということ、このこと

について經濟企画庁長官としてはどのように考

えますか。

○國務大臣(河本敏夫君) いま一番大きな課題は

国民生活の安定だと、このよう考へております

が、消費者米価の問題につきましてはまだ農水省

の方から全然御相談がございませんので、私の方からとやかく言う段階ではございませんが、しかししながら、繰り返しになりますが、国民生活の安定ということが何よりも大きな課題であろうと私はもは考へております。

○村沢牧君 時間がぼつぼつ参りますから最後に一点申し上げますが、總理、臨調は農産物価格も見直せ、あるいは構造改善事業も見直せ、こういう趣旨の答申を行つており、御承知のようにこの一括法案は、農林金融の金利についても法定制を緩和していくことになった。農産物価格はここ数年来据え置き、あるいは実質引き下げによって農業所得は減少しているのです。また、価格を抑制するならば生産を高めて所得を補わなければなりませんが、その生産を高めるための基盤整備については、土地改良十カ年計画がいま九年目になっていますけれども、進捗率は五〇%以下、これに臨調やゼロシーリングによつてますますこうしたもののが窮屈になつてくる。先ほど申しまして、輸入圧力はますます強くなつてきていた。農民は借金を大変抱えているけれども、金利は上がつてくる。このようない方ふきがありの中で、一体日本農業はどこに活力を見出していくかといふと思うのですか。これは農水大臣にも聞きたいところですが、最後に總理の答弁を求めたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 臨調の答申は、農業にかかる行財政の合理化を求めておるということをございまして、その合理化を進めるに当たりまして、農業を殺すようなことがあってはいけないわけでございます。やはり先ほど冒頭に申し上げたような食糧政策の観点から、それから農民生活の安定の問題から、農村の活力ある社会の建設から、そういうような観点からいたしまして農村の健全化、農村の安定、これを基本にするわけでございまして、そういう枠内におけるところの合理化をどのようにしていくか。

いま御指摘になつた中で基盤整備の問題等につきましてお触れになりましたが、確かに今まで

採択したものの工事の進捗度というのは五〇%余りでありますから、新規採択等はできることで継続であるものを早く経済効果の上がるようになりますとか、あるいは補助金のメニュー化等をやるだけこれを抑制をして、そして重点的にいまの厳しい中でござりますから、新規採択等はできることで、いろいろ縮小予算というようなことには思つております。

○委員長(玉置和郎君) 中野鉄造君。

今日わが国の景気は回復の方向にあるということが言われておりますもの、いまひとつ力強さがない。GDPの成長の主たる原動力であった輸出も、今後はますます厳しさが加わつてくるということが予想されますし、また一方、今年度上半期四月から九月の税収も予定より大幅に落ち込んでおるし、これを下半期で取り戻すということもかなりむずかしいということが予想されます。

○國務大臣(鈴木善幸君) わが国の経済の現況では比較的日本の経済は順調に推移しておる、この答申でも明らかになつておりますけれども、総理はこのよくなわが国の経済の現況についてどのような認識を持っておられるでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) まず、五十九年度までの答申では赤字国債の発行から脱却するということで五十七年度の予算編成をこれからやろうとしておるわけです。これは要するに大型新税なしに、いわゆる増税なしの予算編成をやろうということです。赤字国債の発行から脱却するということでおやさしいから、この調整額というものは歳出の削減、抑制、それによつて今までやろう。そうして、できることなれば極力行政改革を進めて歳出を抑え、さらに合理化し、一方においては景気の維持を図り税収の確保に努める、こういうようなことがありますとか、規模別でありますとか、そういう調にある、このように思うわけです。

○中野鉄造君 そうしますと、需要の拡大とい

く承知をいたしておりますから、そういう点を十分きめ細かに検討いたしまして経済対策を進めていこう、こういうことで、先般十月の二日でございましたか、経済対策閣僚会議を開いてこれを進めおるところでございます。

○中野鉄造君 いまの総理の御答弁は、私の質問にちょっと当を得てない。こういう非常に税収も落ち込んでおる、こうした現況をどのように認識されておるかという質問をしたわけでございますけれども、何かこう楽観視したようなきらいもあるようになりますが、こういうような今年度の税収減ということが非常に大きい、ということは、帰着するところ、五十七年度予算の税収減にこれはつながる危惧があるわけですけれども、その場合、次の三つのうちどれを選択されようとするのか。一つは、御承知のようにこのゼロシーリングによって提出された概算要求をさらに圧縮しようとするのか、二つ目には増税をするのか、三つ目には国債発行の減額一兆八千三百億円をさらに減らそうとなるのか、この三つのうちどれを選択なさるおつもりですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) まず、五十九年度までに赤字国債の発行から脱却するということでおやさしいから、この調整額というものは歳出の削減、抑制、それによつて今までやろう。そうして、できることなれば極力行政改革を進めて歳出を抑え、さらに合理化し、一方においては景気の維持を図り税収の確保に努める、こういうようなことがありますとか、規模別でありますとか、そういう調にある、このように思うわけです。

○中野鉄造君 そうしますと、需要の拡大とい

く承認をいたしておりますから、何とかこの状態を維持できるよういろいろと創意工夫を図つていただきたい、そう思つておるわけでございまして、ただ、経費が膨張すればその分の財源が必要なわけですから、その財源を、それはもう国債をふやさないのでから、むしろ減らすのですから、そういうと税収の範囲内でおさめていくといふべきでありますから、その財源を、それはもう国債をふやさないのでから、むしろ減らすのですから、そうすると税収の範囲内でおさめていくといふべきでありますから、この調整額といふものは歳出の削減、抑制、それによつて今までやろう。したがつて、縮小になることはありませんが、膨張にブレーキがかかるということになります。

○中野鉄造君 経企庁長官にお尋ねいたしますが、長官は日ごろ内需拡大というのことを言われておりますけれども、いまの大蔵大臣の御答弁のように、縮小することではない、しかしその中で何とかやっていくことですが、現にいまも申しますように税収は落ち込んでいる、そして内需拡大とすることが望まれるときに、これは景気対策に逆行することになるのじやないかと思ひますが、その点いかがですか。



○中野鉄造君 いま総理から、何らアプローチがないから、そういう機会があつたらばとということございますが、外務大臣、この件についていかがでしようか。

○国務大臣(園田直君) 総理から答えたとおりであります。そもそもこの問題は、南北サミットで総理みずから発言をして、しかも大統領の演説の中には総理が使われた言葉をそのまま、力の均衡は水準を低目に保ちつつという一句もありますし、かつまた特に重要なことは、南北サミットで総理が南北問題と軍縮の関係を初めて言われたのであります。この問題も大統領は取り上げておられます。したがいまして、そういう意向はすでに日本側は総理から発言されています。

今後についてはいま総理がおっしゃったとおりであります。もう一つは、これから行われるジエネーブの交渉、それから米ソの外務大臣の交渉、これが大体本筋であって、これを中心にして両方からそれぞれの一つの議論を始めたわけでありますから、少なくとも私は、米ソの間で核軍縮、廃止あるいは制限、通常兵器の管理、こういふ系口が出てきたことはきわめて歓迎すべきことである。したがつてわが日本としては、総理のおっしゃいましたとおり、今後ともこういう問題について熱心に日本の立場から努力すべきものであると考えております。

○中野鉄造君 世界の軍備費というのは、一九八一年度でもうすでに約五千億ドルに達する、こう予測されておりますけれども、しかも、今後なお増加の一途をたどることは十分に予想されます。こういうようにして、ますます核軍拡競争というものがエスカレートしていくのじゃないかと思ひます。しかも、軍縮交渉は一方では全く停滞状態にある。これもまた憂慮すべき事態の一つでござります。幸い来年は第二回目の国連軍縮特別総会がニューヨークで開かれることになっておりますけれども、総理は、わが国として積極的なその対

応をこれに対して行なうべきじゃないかと思います。

そこで、来年のこの軍縮特別会議に臨むに当つて、三点にわたってお尋ねいたしますが、まず、当然これは総理も出席されるだろうということを期待しておりますが、いかがでしようか、それが第一点。

二番目に、わが国の軍縮に臨む提案、姿勢をより充実強化すべきだ、先ほど申し上げたこと等も含めてこれはもう明確にすべきだということです。ね、それを具体的に政府として取り組む用意はあるのか、これが第二点です。

三番目に、総理が日ごろ言われております総合的安全保障政策の中核に軍縮をこそ据えるべきだ、私ども公明党は日ごろからこれは強調いたしております。それで、この中核に軍縮を据えるかどうかということを、ひとつこの際、総理の明確なる所信を御披瀝いただきたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、こういうような国際情勢の中にございまして、明年六月に開かれる軍縮特別総会、これは非常に重要な総会である、を得ればぜひ出席をいたしまして日本政府の基本的な方針を宣言したい、このように考えております。

なお、その際ににおける軍縮、特に核軍縮、こういう問題を中心としまして、軍縮の問題につきましてわが国の従来から言つておきました方針、こ

とを改めたいと思います。

○中野鉄造君 世界の軍備費といふのは、一九八一年度でもうすでに約五千億ドルに達する、こう予測されておりますけれども、しかも、今後なお増加の一途をたどることは十分に予想されます。こういうようにして、ますます核軍拡競争というものがエスカレートしていくのじゃないかと思ひます。しかも、軍縮交渉は一方では全く停滞状態にある。これもまた憂慮すべき事態の一つでござります。幸い来年は第二回目の国連軍縮特別総会がニューヨークで開かれることになっておりますけれども、総理は、わが国として積極的なその対

て世界の平和安定のために努力していきたい、これを訴えないと、こう思つております。

○中野鉄造君 最後に農水大臣にお尋ねいたしましたが、基盤整備の件について、これを融資に切りかえるというような、これはなさるおつもりはないだらうということを期待して、確認の意味でお尋ねいたしますが、いかがでしようか、それが第一点。

おきましては、従来の方式で要求をいたしております。その後の件につきましては、専門家に検討をしていただくという態勢をつくっております。

○中野鉄造君 検討中ですか。

○国務大臣(鶴岡高夫君) はい。

○委員長(玉置和郎君) 検討タケ子君。

○検討タケ子君 土地の税制問題についてお聞きをいたします。

自民党的土地問題委員会では、宅地供給対策の一つとして、土地税制の大幅緩和の方向を打ち出しております。建設省、国土庁もこれを受けて

土地税制の緩和策を固めたといいます。これはすばり言いまして、宅地供給促進のために実施をしたいということなんですか。簡潔にお願いします。

○国務大臣(吉藤滋与史君) お答えいたします。

先生御指摘のように、宅地供給促進のための一つの方途としていま検討中でございます。

○検討タケ子君 土地税制緩和の対象となる土地で、短期について言いますと、国土庁の調査では、資本金一億円以上の企業が持つ販売用の土地

というものは全国で九万六千ヘクタール、このうち四十四年から四十八年のいわゆる土地ブームの時期に取得したものが六〇%以上を占めています。

また特別土地保有税は、四十四年以降に取得してまだ利用していない土地にかけられております。

が、この税収というのは、自治省の試算では六百億から七百億と言つております。こういう状態で企業に対する土地税制を緩和するということは、いわば土地投機に走つて地価をつり上げてき

た原因をつくった企業を救済することになるという、そんな見方もできるのではないかと思うんであります。それが、建設大臣いかがですか。

○国務大臣(吉藤滋与史君) お答えいたします。そういう考え方もあるうかと思いますが、そうしたことも含めて総合的に関係機関等と相談つて、御懸念の向きのないような形で何とか宅地供給促進のための方途を考えさせていただきたい、また考へているところでございます。

○検討タケ子君 では、自治大臣にお伺いいたしますが、こうしたことになつてくると、自治省での試算の税収六百億、七百億が減収になつて、地方財政に打撃にもなると思うのですが、大臣の御見解はいかがですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 特別土地保有税につきましては影響するところがいろいろあるわけでございます。現在の土地価格の動向でございますとか、あるいは土地の取引の状況とか、また、いまお話をございました地方財政への影響も相当あるわけでございます。基本的に私は大方現行の枠内で基礎的にはいくといふことが望ましい、こう考えておるわけでございますが、土地供給を増加させるという観点からいろいろの御議論がございます。十分この辺は将来にわたり、今後におきまして調整をとつて結論を出したい、こう思つておるところでございます。

○検討タケ子君 少々減つてもしようがないと思つておられるわけですね。

余り時間がありませんので、農水大臣にちょっとお伺いしたいのですが、都市農業というのは、御承知のように、新鮮な野菜の生産とか、その担う役割りというのは大きいと思うわけでござります。都市農業についての評価をどのように農水大臣はしておられるのか、簡潔に御見解を伺いたい

い。○国務大臣(鶴岡高夫君) 御指摘のように、都市市民の方々に軟弱野菜供給の基地として大きな役割を果たしておるというふうに考えておりま

し多い方は十二回回転させて野菜を出荷しておる。むしろ専業農家が非常に目立つております。

○畜脱タケ子君 余り評価をきつちりおっしゃつてくださいませんがね。

○国務大臣(亀岡高夫君) きわめて重要な使命を果たしておる、こう申し上げたわけでありまして、それで評価は十分じゃないかと思います。

○畜脱タケ子君 農民に対しまして、農地について五十三年の税制調査会が、三大都市圏の市街化区域内の農地の宅地並み課税を実施するという答申を出しておられます、これがいま三大都市圏の農民の中で大問題になつておるわけでござります。

○畜脱タケ子君 農地は外れておりますが、そのC農地についてはきちんとやる、そういう方向で進むべき

意思ある者については、これは別に考える、それからA、B農地についてはいろいろと妥協的な措置もとられておりますが、それはきちんとやる、C農地についてはきちんとやる、そういう方向で進むべき

あります。私どもはその方向で考へるべきだと思っております。

○畜脱タケ子君 総理にお伺いをしたいのですけれども、総理は、行政改革については国民に、痛

み分けをしていかなければならぬ、あるいは税の公平ということを常におっしゃつていらつしゃ

ります。目下、関係省庁との間に十分この点についての合意を得るよう折衝しておるところでござります。

○畜脱タケ子君 総理にお伺いをしたいのですけれども、総理は、行政改革については国民に、痛

み分けをしていかなければならぬ、あるいは税の公平ということを常におっしゃつていらつしゃ

ります。目下、関係省庁との間に十分この点についての合意を得るよう折衝しておるところでござります。

○畜脱タケ子君 総理にお伺いをしたいのですけれども、総理は、行政改革については国民に、痛

み分けをしていかなければならぬ、あるいは税の公平ということを常におっしゃつていらつしゃ

ります。目下、関係省庁との間に十分この点についての合意を得るよう折衝しておるところでござります。

○畜脱タケ子君 総理にお伺いをしたいのですけれども、総理は、行政改革については国民に、痛

み分けをしていかなければならぬ、あるいは税の公平ということを常におっしゃつていらつしゃ

ります。目下、関係省庁との間に十分この点についての合意を得るよう折衝しておるところでござります。

○国務大臣(安孫子義吉君) これは税調におきましても、いろいろ各方面の意見を聞いて論議を重ねまして、一応の結論を得ておるわけでございま

す。五十六年度まではいまのままでよからう、五

しては、いま申し上げたような観点から取り組んでいきたい、こう思つています。

○畜脱タケ子君 総合的な取り組みということではお話しわかりましたけれども、宅地並み課税

についてはどういう方針なのか、その点についてお話しをお願いをしたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) それは先ほど自治大臣から詳細に、いままでの経過等を踏まえて御説明を申し上げたわけですが、今後、そういう

までの経緯、方針がございますから、それを踏まえながら最近の実情等も十分勘案して対応していきたい、こう思つています。

○畜脱タケ子君 終わります。

○委員長(玉置和郎君) 喜屋武真榮君。

○喜屋武真榮君 先ほどは、短かい時間をお察し願いたいと思います。

荒れた山河に緑の晴れ着という標語がございま

す。河川局防災課所管補助事業分の予算額を見ますと、五十三年度千八百五億、五十五年度二千四百二十九億と、このようにふくれ上がっておりま

す。このことから思ひますことは、いわゆる災害が起つてからそれに対策を講ずるというこうい

うことよりも、さらには前向きで積極的に国土を保全するという、ここに大きな力を入れることが大事ではないだろうか。そのことが、総理が行政

改革推進の一環として国の補助金の縮減を重視していく、こういうことの趣旨にも私はかなりの

はないかと、こう思つて、あえて総理の御所見を求めるわけであります。さらに、先ほどもちょっと申し上げましたが、沖縄の特殊事情から森林

が非常に破壊されつづある。それは天災も人災もある。人災は基地につながる自然破壊、森林破

壊、そこに水資源の問題もある。ところ

アという軍事基地の新しい評価もある。ところ

が、そこにまた世界的な希少鳥が次々と見つかつておる。このような沖縄の自然をどのように考え

ていらっしゃるのか、その所見を承りまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(鈴木善幸君) 国土の保全、災害の未然防止、これは非常に重大な問題でございま

して、政府におきましてもそういう観点で、治山治水、河川改修、こういう問題につきましては今後とも力を入れていきたい。また災害等につきましても、單なる原形復旧でなしに、改良復旧をして再度そのような災害が発生しないように、そういう心構えで取り組んでまいります。

○畜脱タケ子君 総合的な取り組みということではお話しわかりましたけれども、宅地並み課税

は、先ほど来るお話を伺いました。十分関係各省庁で話し合いをし、検討をしながら進めてまいりたい、こう思つております。

○委員長(玉置和郎君) 以上をもちまして、本連合審査会は終了いたします。

これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

昭和五十六年十一月三十日印刷

昭和五十六年十一月一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C